

第9回 ふじさわサイクルプラン 推進連絡協議会

平成30年8月17日（金）

本日の内容

1. 『ふじさわサイクルプラン』の概要
2. 駅周辺の走行空間づくり
3. コミュニティサイクル
4. 進行管理
5. 平成30年度の事業展開



藤 沢 市

■ はじめに

- 意見交換や情報交換を行う場として活用
自転車施策の展開や課題解決に向け、様々な立場・視点から忌憚のないご意見をいただきたい。
- 所属団体への情報周知
協議会の内容について、情報を共有するため、所属団体に周知して欲しい。

【第1章はじめに】

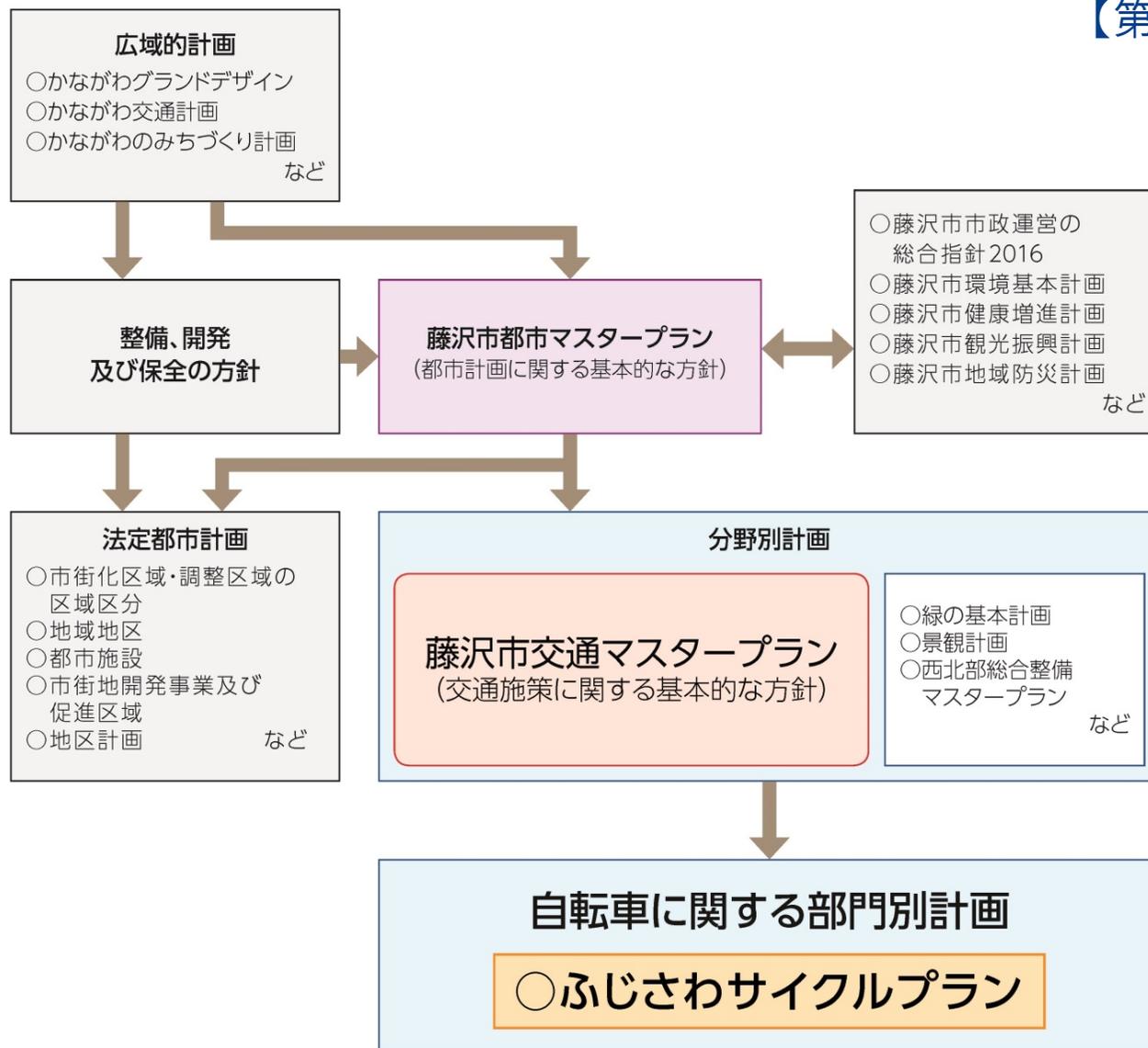
■ ふじさわサイクルプランとは（P.2）

⇒ 藤沢市の自転車施策に関する総合的な計画

■ 役割と位置付け（P.3）

- ✓ 「藤沢市交通マスタープラン」の自転車交通に関する分野別計画
- ✓ 概ね2030年（平成42年）を見据えた自転車施策の方向性を示したもの
- ✓ 藤沢市の自転車施策を総合的に展開していくうえで、基本的な指針となるもの

【第1章はじめに】



ふじさわサイクルプランの位置付け（P.3）

【第1章はじめに】

■ サイクルプランの構成（P.4～5）

第1章	はじめに	計画策定の背景や目的等
第2章	自転車利用の特性	} 自転車の利用割合、 道路NWの現状、 自転車関連事故発生状況等
第3章	自転車利用の現状	
第4章	現状と課題の整理	現状整理と課題の抽出
第5章	基本計画	将来像、4つの基本方針、 方針毎の施策等
第6章	中短期で取り組む自転車施策	概ね10ヶ年で取り組む施策
第7章	進行管理と定期的な見直し	進行管理や推進体制等

■ 将来像と4つの基本方針（P.38）

「だれもが安全・快適に自転車利用ができるまち～ふじさわ～」

2030年（平成42年）に向けて、藤沢市は『だれもが安全・快適に自転車利用ができるまち～ふじさわ～』をめざします。

- 市民・来街者などのだれもが、安全・快適に自転車が「はしり」やすいまちをめざします。
- 通勤・通学・買い物など様々な目的で利用され、市民生活を支える身近な交通手段である自転車が「とめ」やすいまちをめざします。
- 地域、企業などと連携しながら、環境にやさしく、健康的な交通手段である自転車が「つかい」やすいまちをめざします。
- 市民・関係機関と連携しながら、交通安全の意識づくりや、自転車利用のルール・マナーの向上につとめ、だれもが交通ルールを「まもる」自転車利用がしやすいまちをめざします。

■ 将来像と4つの基本方針（P.38）

将来像『だれもが安全・快適に自転車利用ができるまち～ふじさわ～』を実現していくため、次の4つの基本方針に基づき、自転車施策を展開していきます。

基本方針1
はしる

～走行空間整備～

安全・快適に走行できる自転車走行空間づくり

基本方針2
とめる

～駐輪環境整備～

鉄道駅周辺を重点とした人にやさしい駐輪環境づくり

基本方針3
つかう

～利用促進～

市民や来街者が自転車利用しやすい環境づくり

基本方針4
まもる

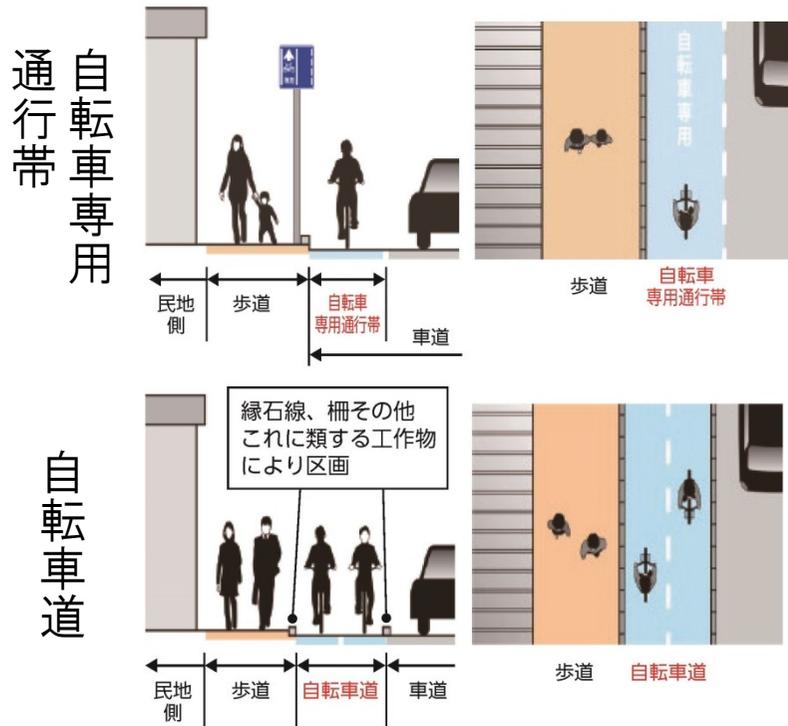
～交通ルールの遵守～

市民と連携した交通安全の意識づくり

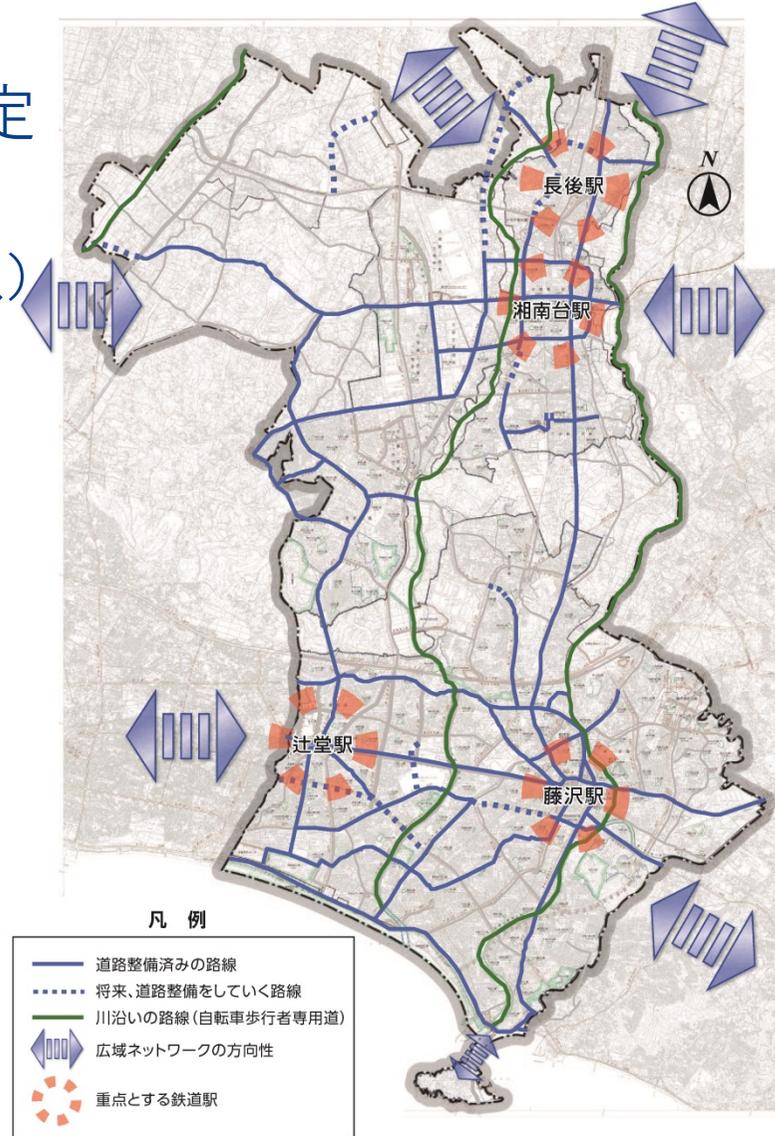
【第5章基本計画】

■ はしる～走行空間整備～

- 自転車ネットワーク路線の設定
- 鉄道駅周辺の走行空間づくり
(藤沢駅、辻堂駅、湘南台駅、長後駅)
- 安全で快適な走行空間の確保



整備形態イメージ



将来的な自転車ネットワーク路線 (P.51)

- とめる～駐輪環境整備～
- 新たな駐輪スペースの確保
- 既存駐輪施設の利用環境向上
- 放置自転車の撤去 など



駅周辺駐輪場の新設



駅周辺放置自転車

■ つかう～利用促進～

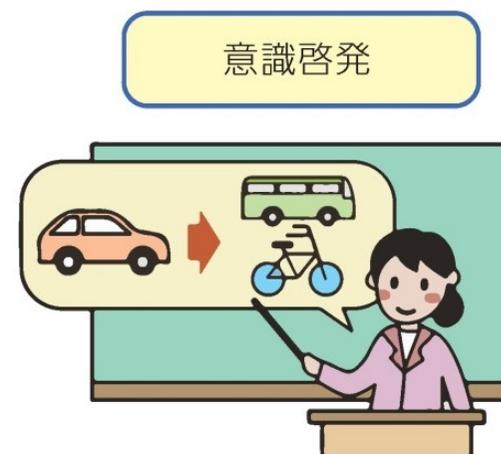
● 公共交通などとの連携

- ・ サイクルアンドバスライドの検討
- ・ レンタサイクルの検討

● モビリティ・マネジメントの推進

※過度な自動車利用から、環境負荷の小さい公共交通や自転車などへの利用転換を促すソフト面の交通施策。

● 情報発信の充実 など



- まもる～交通ルールの遵守～
- 交通安全啓発活動の拡充
- 防犯意識づけ活動の実施
- 交通ルール啓発活動の推進 など

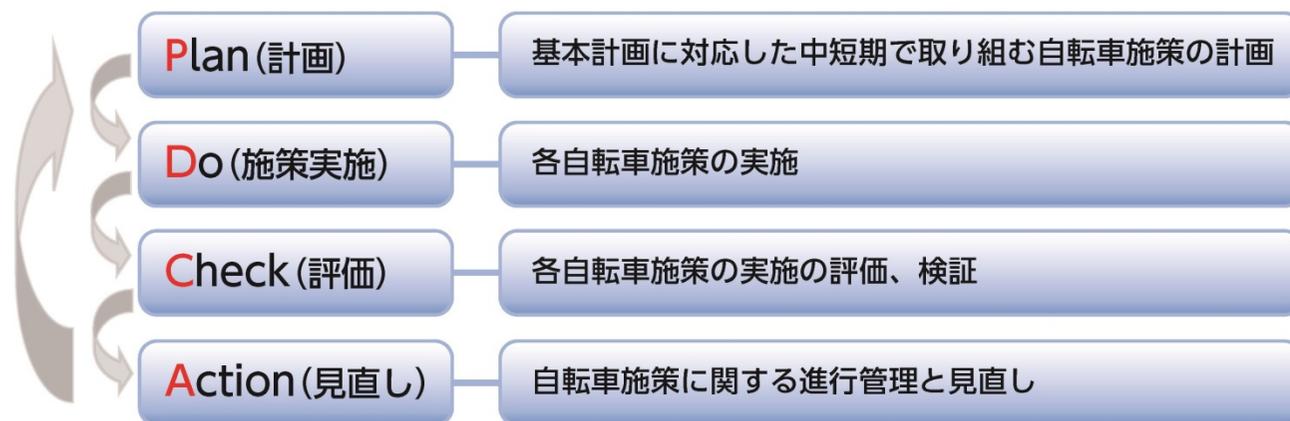


啓発用チラシ（資料：警察庁HP）

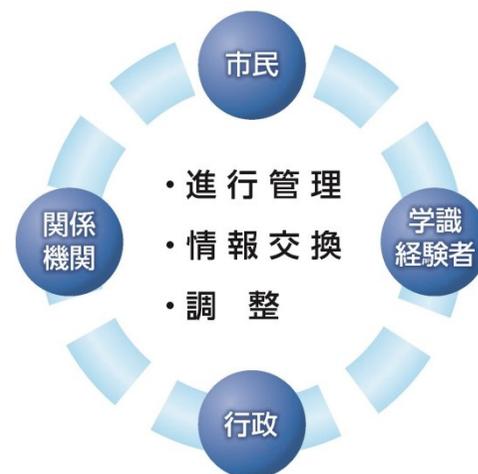
【第7章進行管理と定期的な見直し】

■ 進行管理と定期的な見直し（P.80～81）

- 評価指標を設定し定期的に検証することで、施策の効果や達成状況を確認するとともに、課題となった内容の見直しを行っていく
- 実施する施策についての情報交換・調整等を行うため、市民、学識経験者、商業関係者、行政、関係機関などにより構成する協議会を設ける

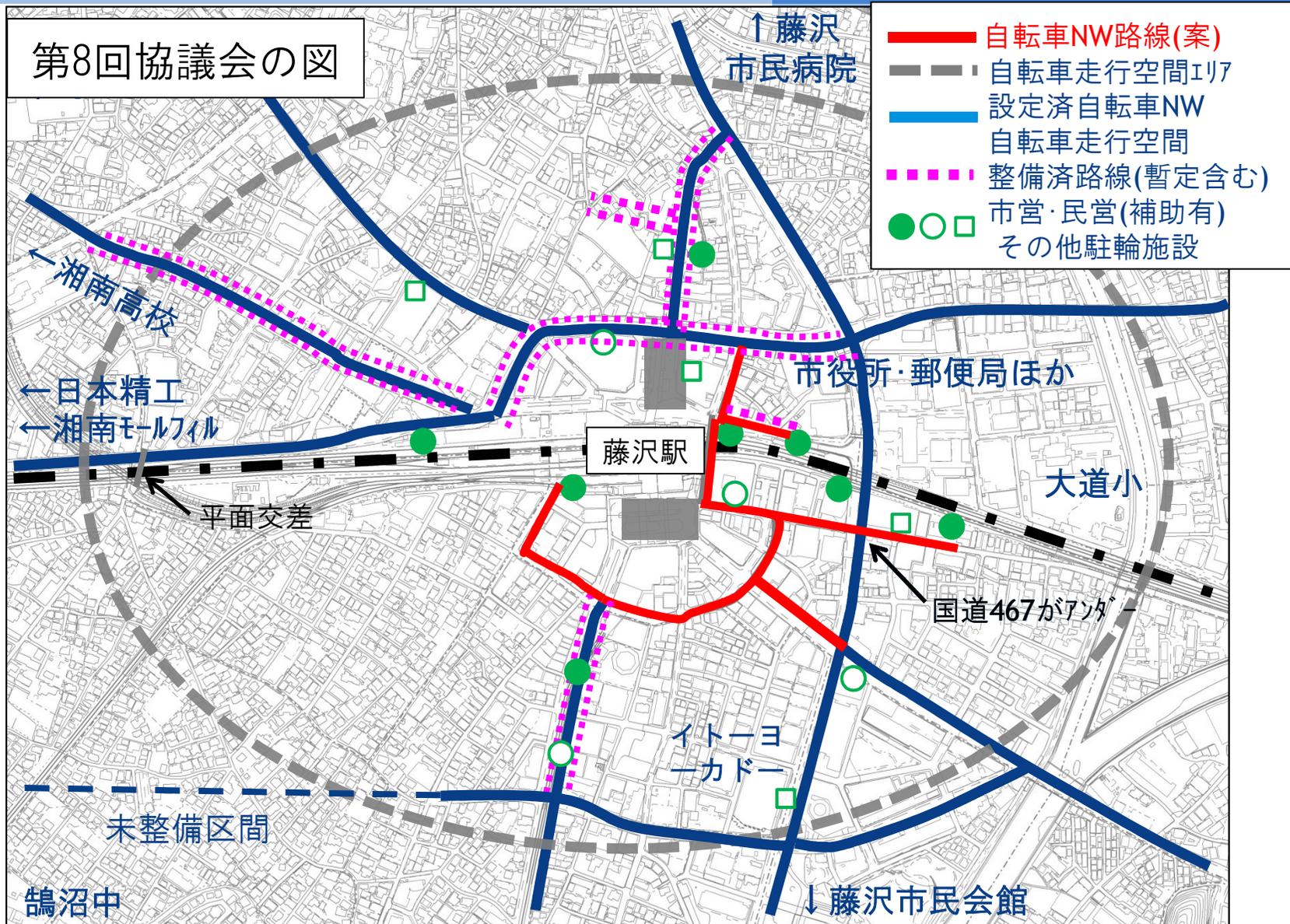


PDCAサイクルによる進捗管理イメージ



推進体制イメージ

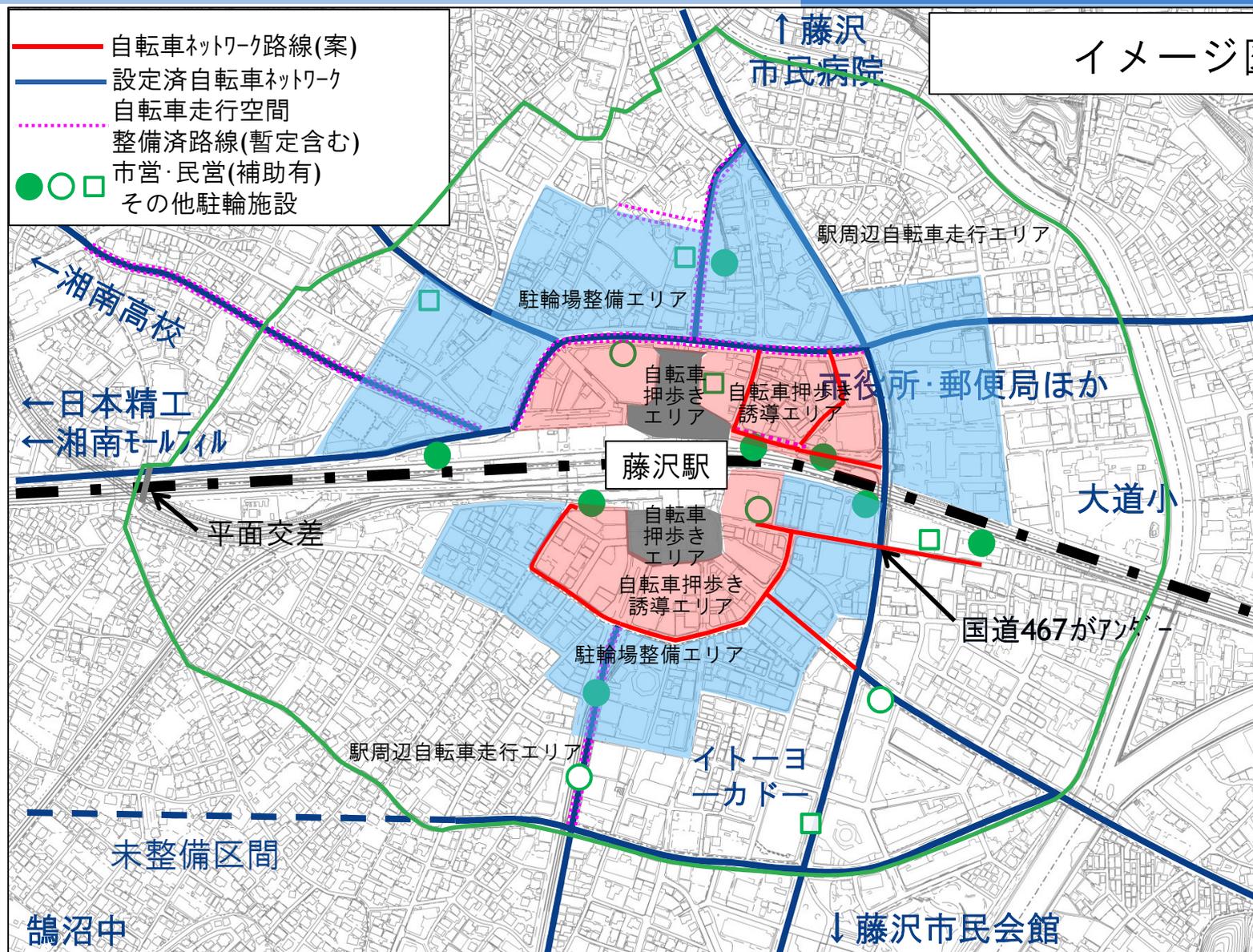
2. 駅周辺の走行空間づくり【藤沢駅周辺】



第8回の意見

- ・ どんな自転車でどんな利用をして欲しいのか、どういう利用は避けてほしいのか

2. 駅周辺の走行空間づくり【藤沢駅周辺】



イメージ図

- ・ 鉄道を利用しない人（買い物、習い事等）は、徒歩、公共交通、自転車の順で来てほしい。
- ・ 鉄道を利用する人（通勤・通学者）はできるだけ徒歩や公共交通で来て欲しい。

●自転車押し歩きエリア（半径約100m）

自転車の押し歩きを推進するエリア

対象エリア：多種多様な移動が交錯する駅前広場

実施事業案：押し歩きを促すための路面標示や看板の設置、
推進を図るための周知活動

●自転車押し歩き誘導エリア（半径約100～200m）

押し歩きエリアの啓発、歩道への誘導等を行うエリア

対象エリア：駅前広場と環状道路の間

実施事業案：歩道誘導の路面標示の設置、歩車道ブロックの切り下げ、
押し歩きエリアの周知看板や路面標示の設置

●駐輪場整備エリア（半径約200m～400m）

駐輪場の整備を優先的に検討するするエリア

対象エリア：環状道路から徒歩400m（5分）までの間

実施事業案：駐輪場の整備

●自転車走行空間エリア（半径約500m）

ネットワーク路線以外でも走行空間整備を検討するエリア

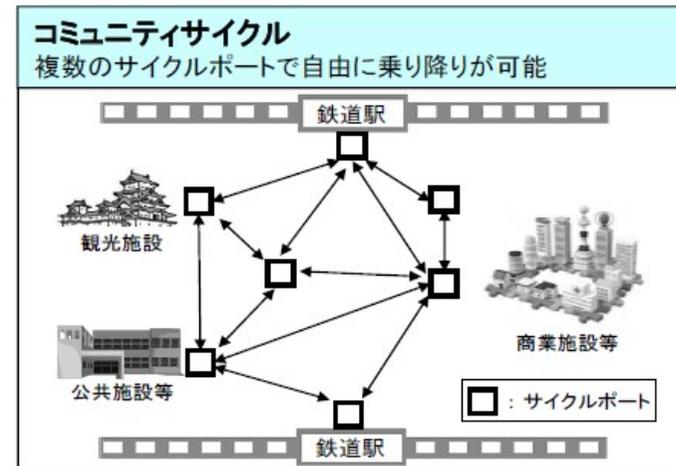
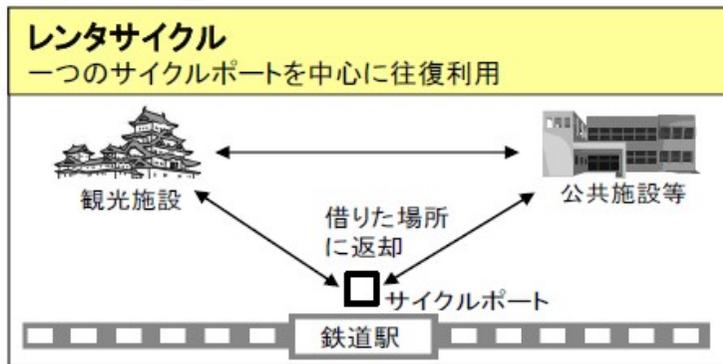
対象エリア：駅に対して環状に整備された幹線道路や河川に囲まれる

実施事業案：矢羽根等による自転車走行空間の整備

■ レンタサイクル等の検討（第7回協議会）

検討エリア…江の島周辺の3駅を中心としたエリア
 目指すもの…観光を目的とした回遊しやすい環境づくり

事業形態



コミュニティサイクルの方が利便性が高い！！

本市がコミュニティサイクルを導入する際の課題

- (1) 運営費用 システム導入や再配置に係るコストが大きい。放置自転車の活用も視野に検討。保険料はどうか。
- (2) 用地確保 ポート密度が高いほど利用しやすいが、駅周辺にも住宅地にも利用できる公有地が少ない。
- (3) 走行環境 南部地域の住宅地は狭隘な道路が多い。

■ レンタサイクル等の検討（現在の状況）

第7回協議会の意見

- ・ 誰のどのような利用を促したいか
→ サイクルポート配置計画
- ・ 近隣市との広域連携を
→ 「湘南海岸サイクリングロード」
や「賑わい創出施設」等

西の湘南にも観光客呼び込め

茅ヶ崎・平塚・大磯が施設計画 相乗効果に期待

夏本番、湘南海岸には多くの観光客が訪れるが、人気の中心は東側の江の島（磯谷市）と鎌倉周辺だ。その西側にも観光客を呼び込み、湘南海岸を走る計画が茅ヶ崎、平塚、大磯の3市町の海岸沿いで進められている。

夏空が広がる10月11日、逗子海岸から西に向いて、車で相模湾沿いの国道34号を走った。由比濱（鎌倉市）、江の島（磯谷市）の片瀬東浜・西浜と、人気の海水浴場には海の家が立ち並び、水着の若者たちが遊水夏の光景があった。

東郷内から由比濱に友人と来たという女性（20）は「湘南の海のイメージは鎌倉か江の島と話しスマートフォンでの撮影も中だった。江の島を過ぎてしばらくすると、湘南海岸に松の緑が映る。鳥居手を過ぎさせ（平塚市）茅ヶ崎市」などを除き、茅ヶ崎市と平塚市の海岸のほとんどは、松林がある。たぬきも海が見える。元住民やサーファーに頼りまわっている。だが、その魅力は遠方から湘南エリアに来る人たちに広く知られていない。海沿いに、新江ノ島水族館（磯谷市）に新着4人で来ていた東京都三鷹市の男性会社員（38）は「茅ヶ崎は奥田佳祐さんの出身地ですよ。大磯車を約1000台を収容できる駐車場をつくると、地元物産販売コーナーや地域情報発信スペースなどを置く。」

茅ヶ崎市は湘の歴史館と併せて、園芸道につながる茅ヶ崎海岸インターチェンジ近くの農地約1.7haを確保中だ。

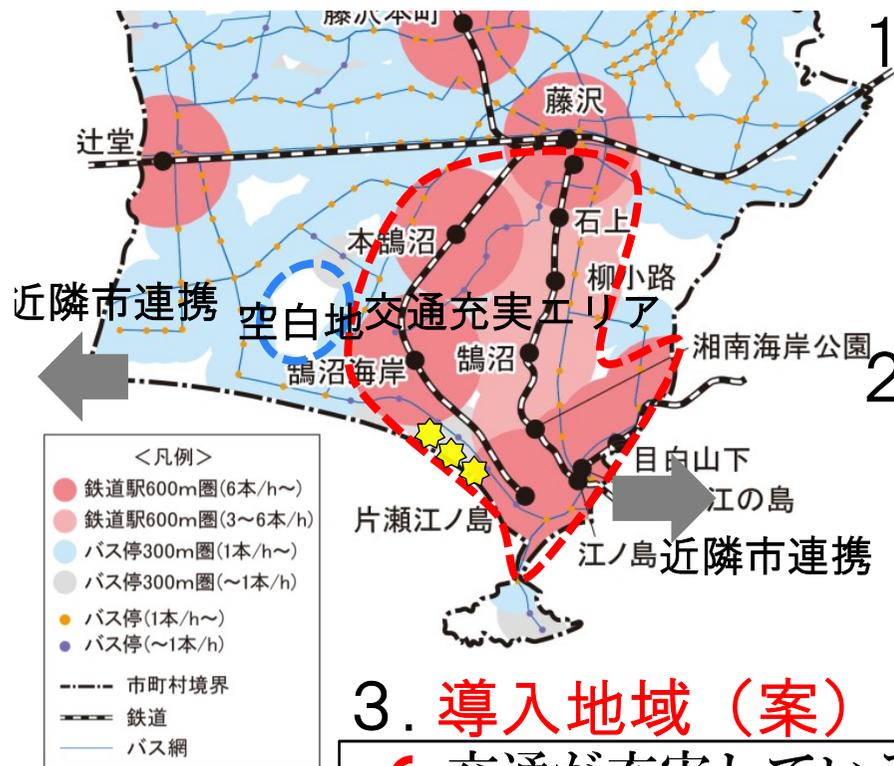
平塚市の計画は、海岸と園地と東部の磯谷クイール跡地と東西の砂防林を合わせ、大磯から広島の駐車場カフェ、売店を整備する。海を背景から車をしたり海辺を散歩したりできるようにする。

大磯町は、大磯代海水浴場敷地所をレストランなどの施設施設、水着場などの整備施設を一体的に整備する。港はすでに県の大磯駐車場があり、観光客に徒歩や貸自転車でも町内めぐりも計画だ。

いずれも年から来年にかけて着工し、2020年の東郷五輪前の完成が、一部開始を目標。約3.8割で似た施設が3つできるとして、共同で「湘南」を標榜する西もあるが、3市の担当者は「連携にも相乗効果」を期待している。

	第7回協議会 (市が主体)	現在の状況 (民間事業者と連携)
(1) 運営費用	・ 費用負担が大きい	・ 費用負担がないケースも
(2) 用地確保	・ 利用できる空間が少ない	・ 提携会社所有地で利用可能 ・ 公有地は貸し出し
(3) 走行環境	・ 狭隘な道路が多い	・ 狭隘な道路が多い

■ サイクルポート配置計画の検討



1. 空間利用面からの移動効率

良い ← → 悪い

徒歩 > 公共交通 > 自転車 > 自家用車

「交通」としてはこの順位を大切にしたい

2. 配慮すべきポイント

- ・ 歩行者動線を避けた配置計画
- ・ 公共交通への影響（需要、走行）を回避（駅前のポート設置を避ける等）

3. 導入地域（案）

- ⊂ 交通が充実している地域 → 江ノ電や小田急沿い
- ⊂ 公共交通の空白地域 → 太平台
- ★ 同様な取り組みが行われている地域 → なぎさパーク
- ← 近隣市との連携が考えられる地域 → 湘南海岸沿い

コミュニティサイクルは、観光の回遊性や移動手段の多様性に寄与するため、条件を精査した上で導入を進めたい。

■ 中短期で取り組む路線

基本方針1 はしる ～走行空間整備～ (P. 62～P. 69)

■ 整備予定路線 (道路空間再配分等)

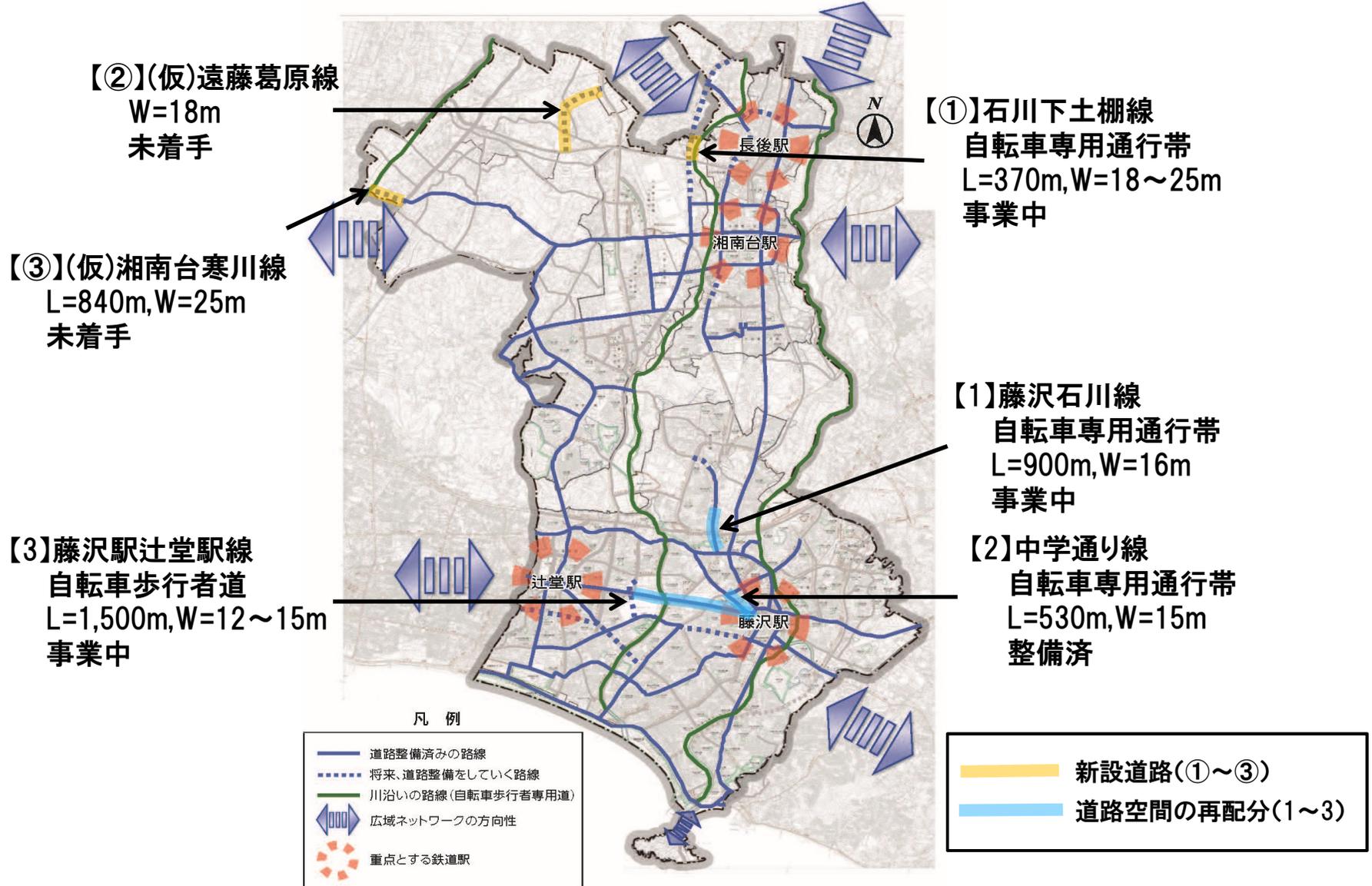
番号	路線名	幅員	車線数	起点 / 終点
1	藤沢石川線	16 m	2車線	本藤沢七丁目 / 藤沢四丁目
2	中学通り線	15 m	2車線	藤沢字東横須賀 / 藤沢字東横須賀
3	藤沢駅辻堂駅線	12～15 m	2車線	鵜沼神明二丁目 / 藤沢字東横須賀

■ 整備予定路線 (新設)

番号	路線名	幅員	車線数	起点 / 終点
1	石川下土棚線	18～25 m	4車線	下土棚字諏訪棚 / 下土棚字夏刈
2	(仮) 遠藤葛原線	18 m	2車線	葛原字観音堂 / 葛原字滝谷
3	(仮) 湘南台寒川線 ※遠藤宮原線の延伸区間	25 m	4車線	宮原字六本松 / 寒川町

先導的に取り組む路線 (P.62)

■ 自転車走行空間の整備予定路線（中短期）



4. 進行管理「はしる」

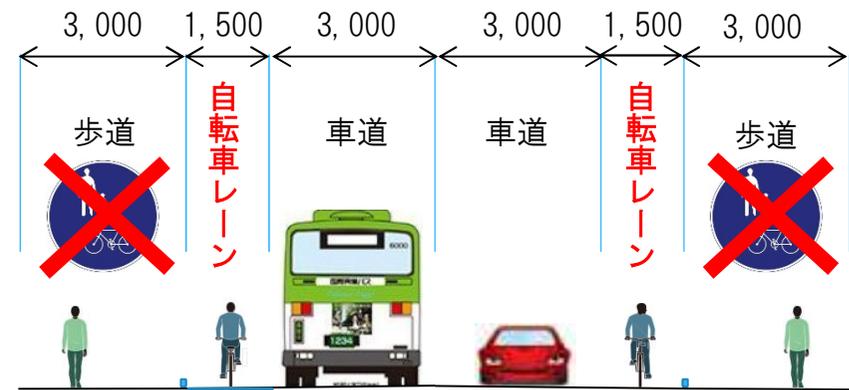
■ 整備事例 1 (中学通り線

L=約530m、W=15m)

【自転車専用通行帯】



平面図



標準断面図



整備後状況写真

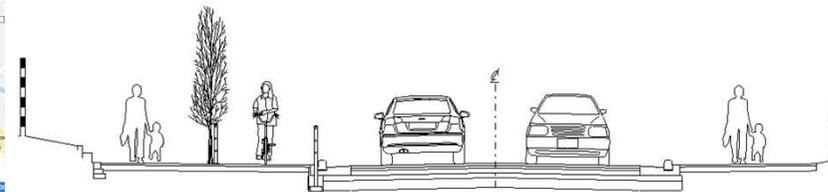
4. 進行管理「はしる」

■ 整備事例 2 (藤沢駅辻堂駅線 L=約142m、W=15m)

【自転車歩行者道】



平面図

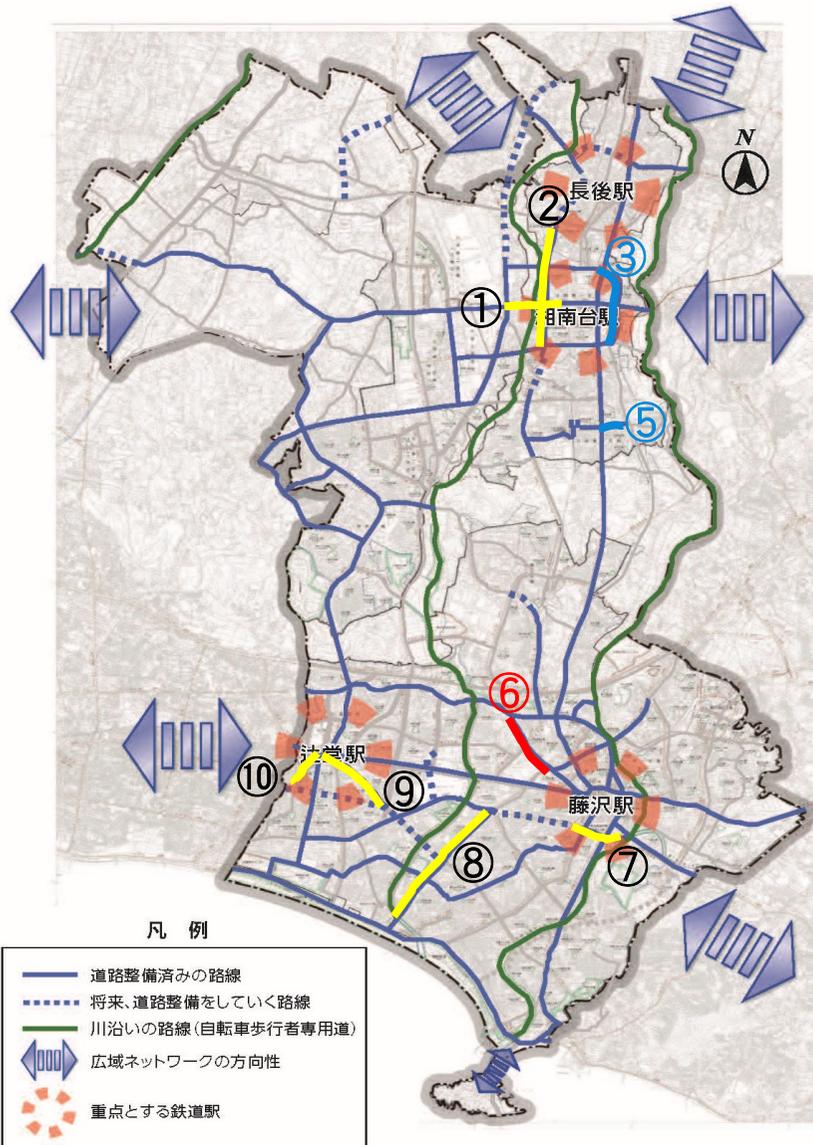


標準断面図



整備後状況写真

■ その他の路線



将来的な自転車ネットワーク路線

今後の整備スケジュール（予定）

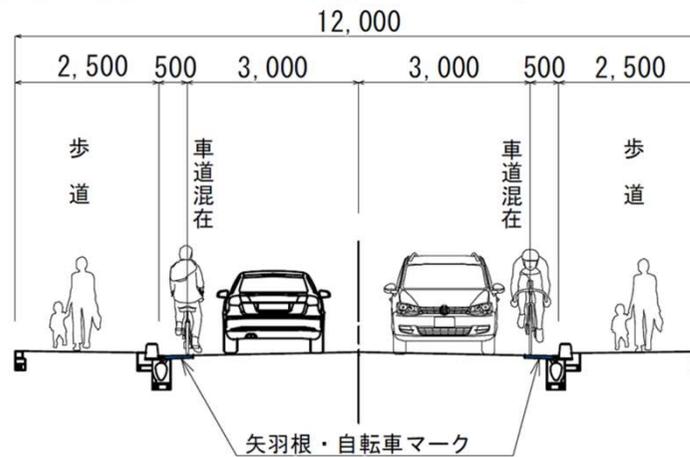
	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
③土棚石川線	➡						
⑤六会駅東口通り線		➡					
⑥中学通り線			➡				
⑧鵜沼海岸線				➡			
②善行長後線					➡		
⑨八松小学校北通り線						➡	
⑦鵜沼奥田線						➡	
①高倉遠藤線							➡
⑩桜花園通り線							➡

■ 整備事例 3 (六会駅東口通り線 L=約360m、W=12m)

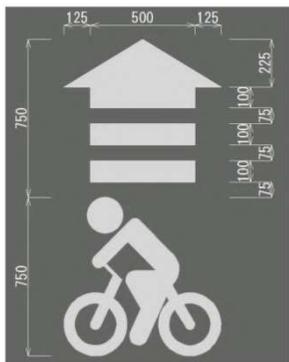
【車道混在】



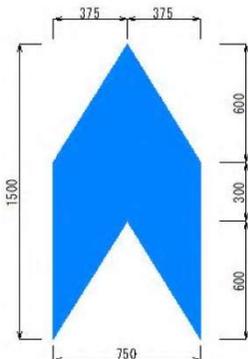
平面図



標準断面図



自転車ピクトグラム



矢羽根



整備後状況写真

4. 進行管理「はしる」

➤ 県道30号（戸塚茅ヶ崎）



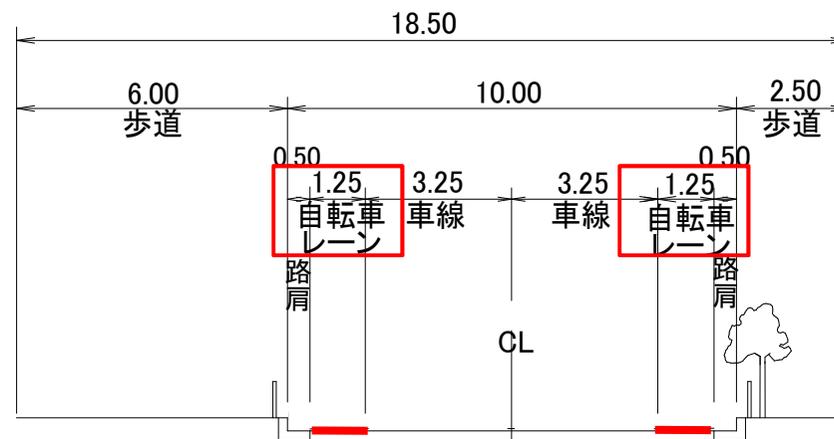
□ 事業概要

延長 約370m
自転車専用通行帯

平成29年度10月
工事完了



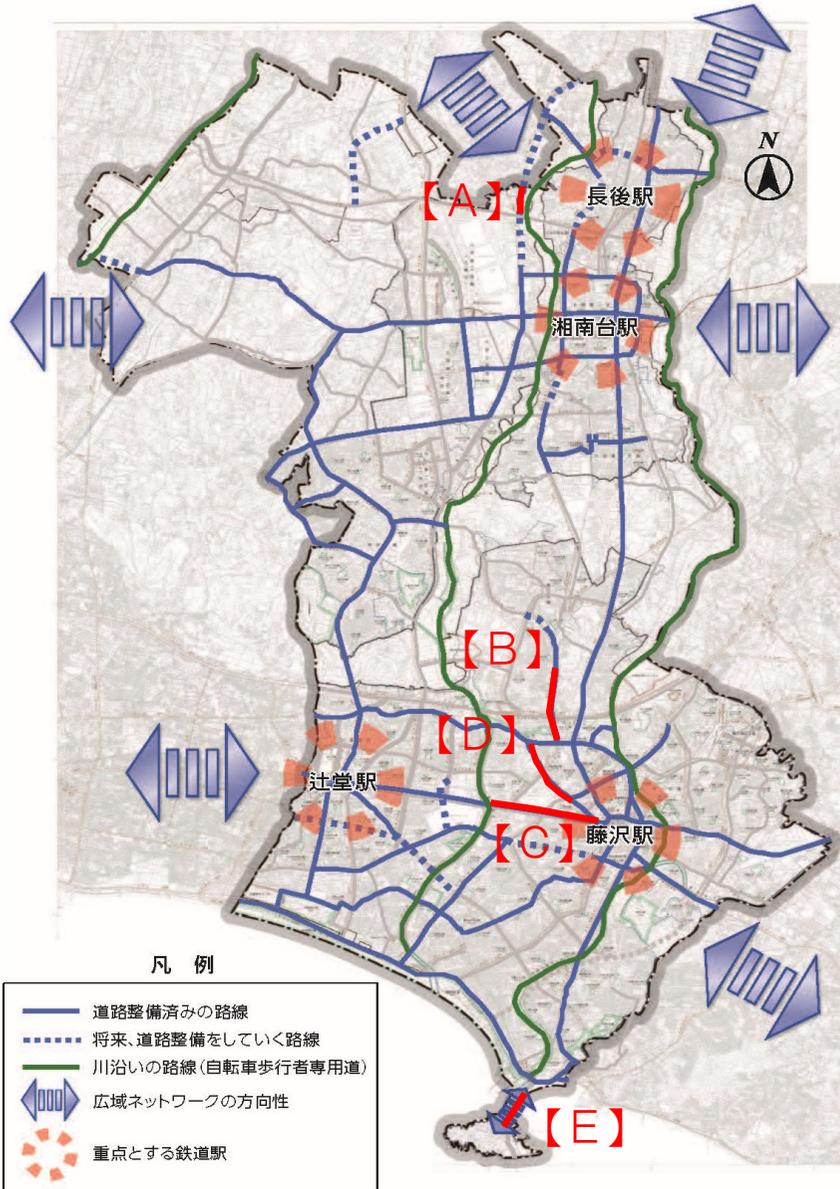
(参考写真) H27年度整備区間



■ 評価指標と進行管理

評価指標	H36. 3目標	H30. 3時点 (H26時点)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自転車走行空間の整備延長 (道路空間再配分・新設) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5 km整備することをめざす 	<p>0. 67km 【中学通り線：0. 53km】 【藤沢駅辻堂駅線：0. 14km】</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道駅周辺の 自転車走行空間の充実度 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 藤沢駅、辻堂駅、湘南台駅、長後駅周辺に設定した自転車走行空間の整備 	<p>4駅共に未設定</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自転車走行環境に関する満足度 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満足度の向上 	<p>満足+やや満足 9. 9% (9. 2%) 5点満点 2. 19 (2. 16)</p>

◆はしる（走行空間整備）



【中短期で取り組む路線】

- 【A】 石川下土棚線
- 【B】 藤沢石川線
- 【C】 藤沢駅辻堂駅線

【その他の路線】

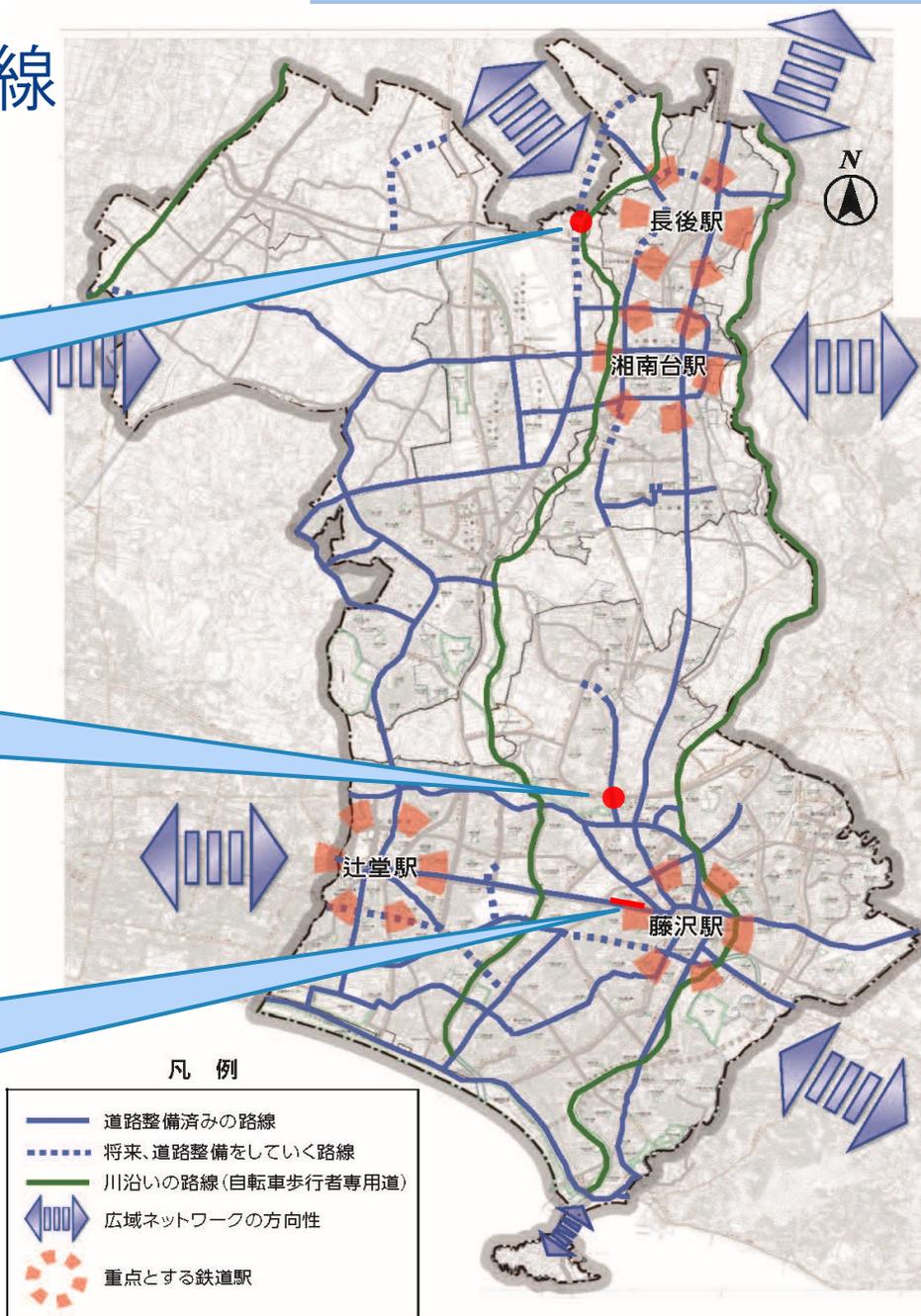
- 【D】 中学通り線
- 【E】 湘南港臨港道路（江の島大橋）

➤ 中短期で取り組む路線

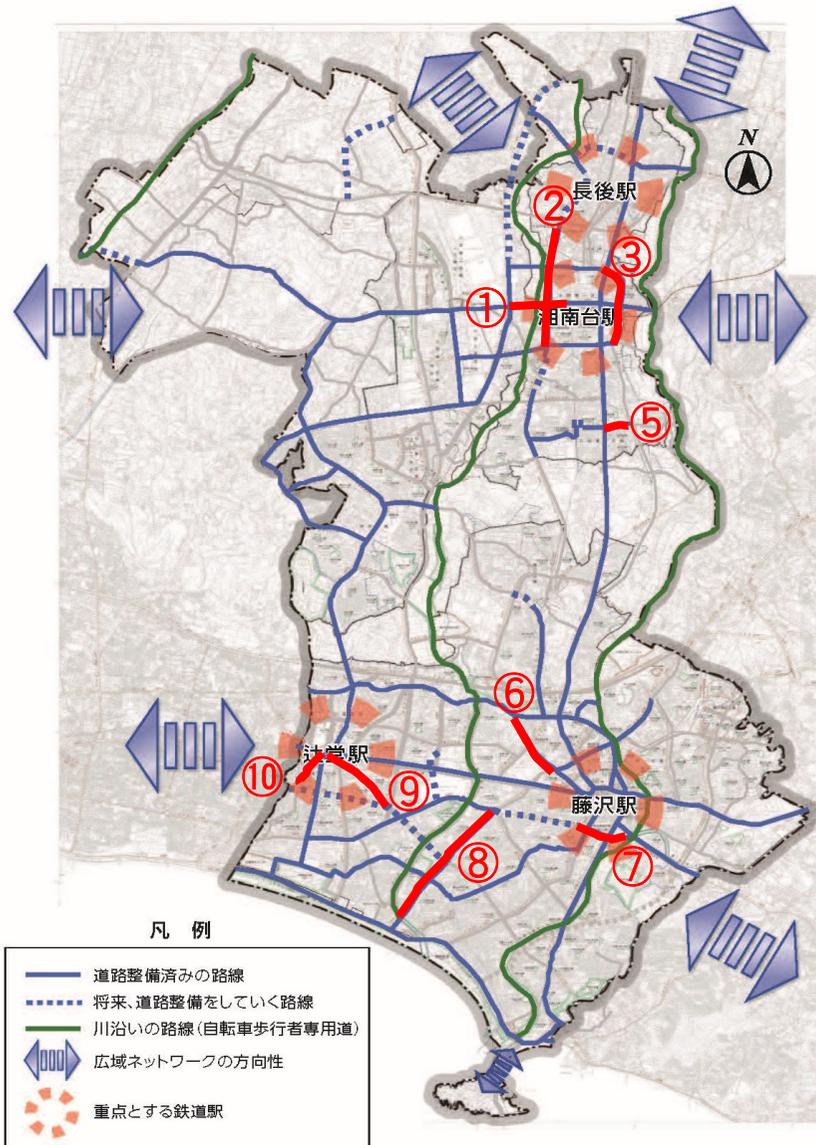
石川下土棚線【A】
用地買収、設計等

藤沢石川線【B】
国道1号下の
トンネル工事

藤沢駅辻堂駅線【C】
用地買収等



➤ その他の路線

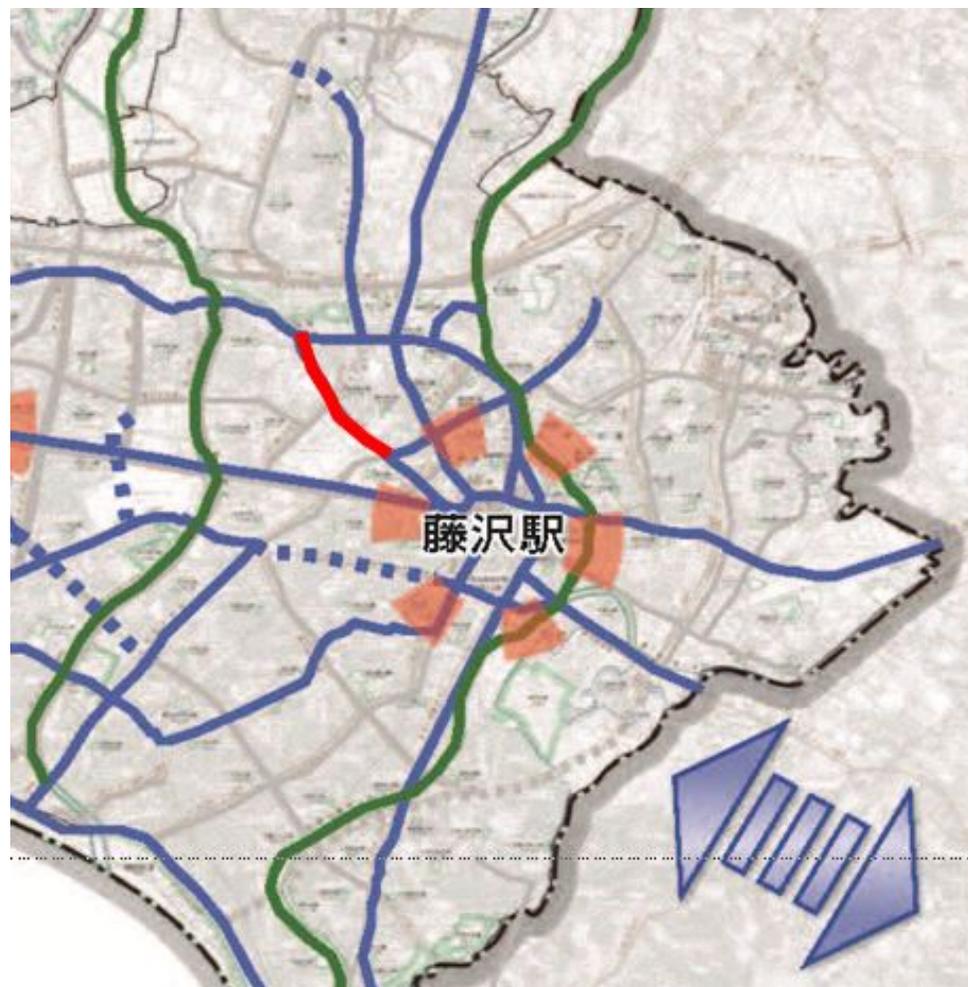


将来的な自転車ネットワーク路線

今後の整備スケジュール（予定）

	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
③土棚石川線	➡						
⑤六会駅東口通り線		➡					
⑥中学通り線			➡				
⑧鶴沼海岸線				➡			
②善行長後線					➡		
⑨八松小学校北通り線						➡	
⑦鶴沼奥田線						➡	
①高倉遠藤線							➡
⑩桜花園通り線							➡

➤ 中学通り線【D】

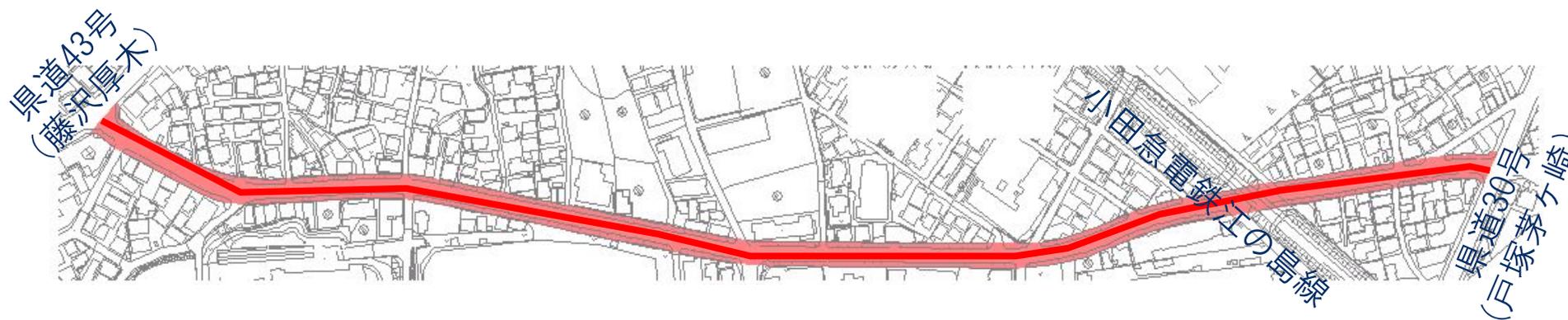


位置図

➤ 中学通り線【D】

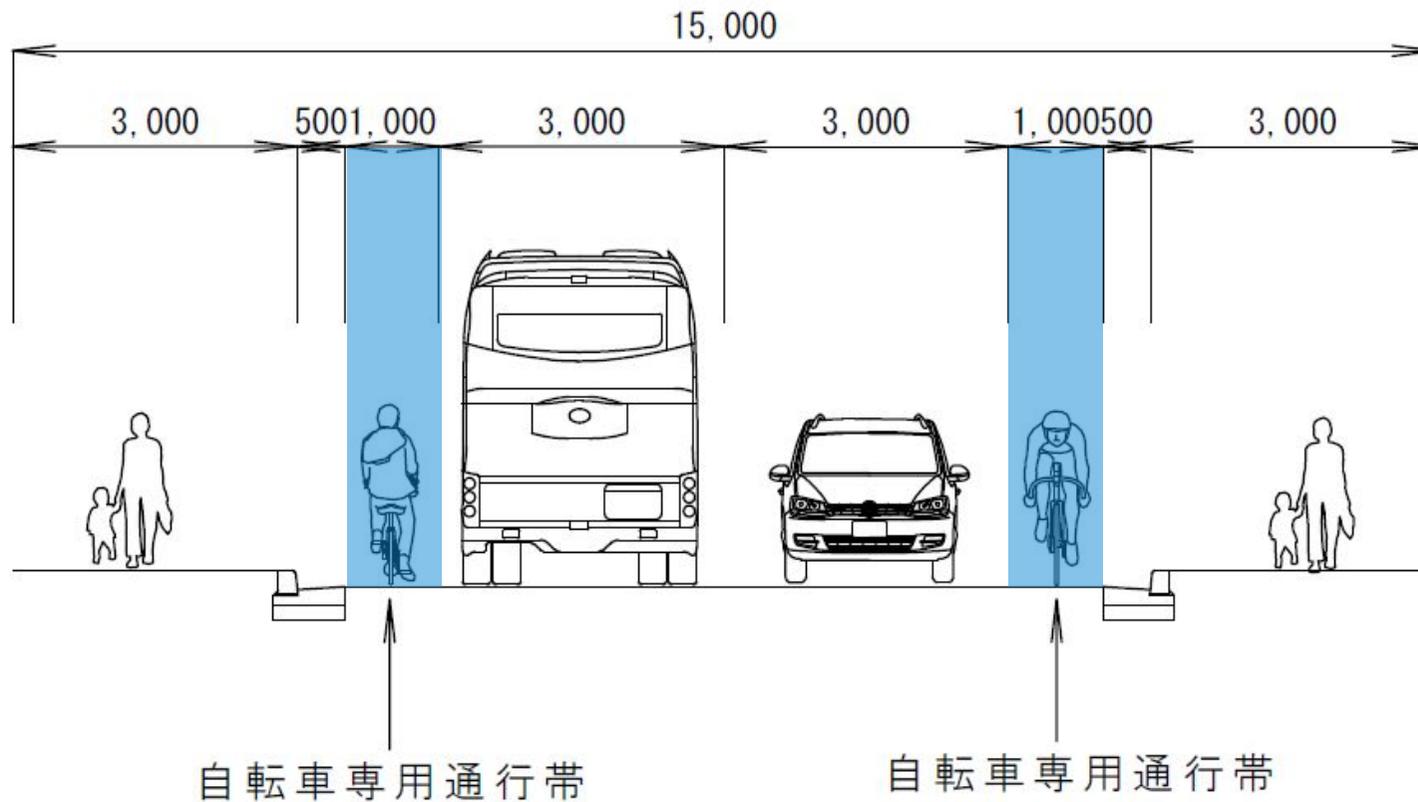
□事業概要

延長 約930m
自転車専用通行帯



平面図

➤ 中学通り線【D】



計画断面図

➤ 中学通り線【D】



整備前状況

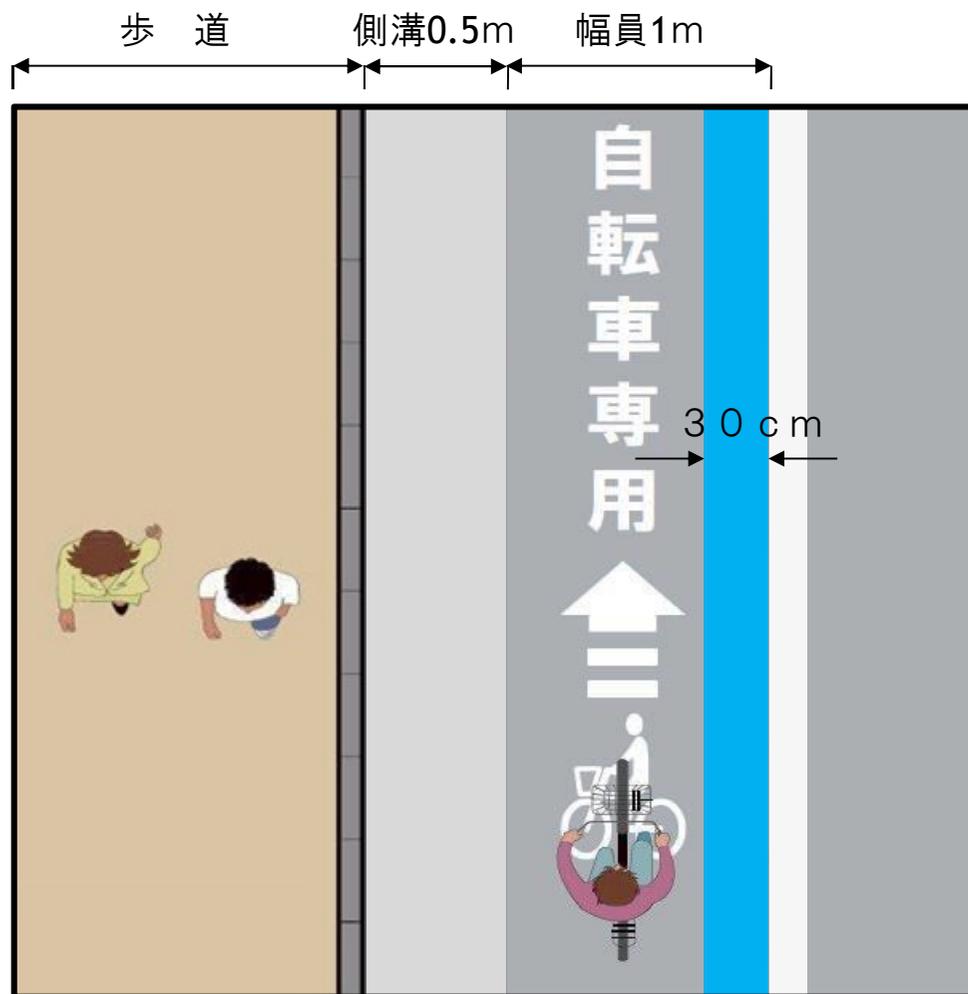
【県道30号（戸塚茅ヶ崎）近傍】

➤ 中学通り線【D】



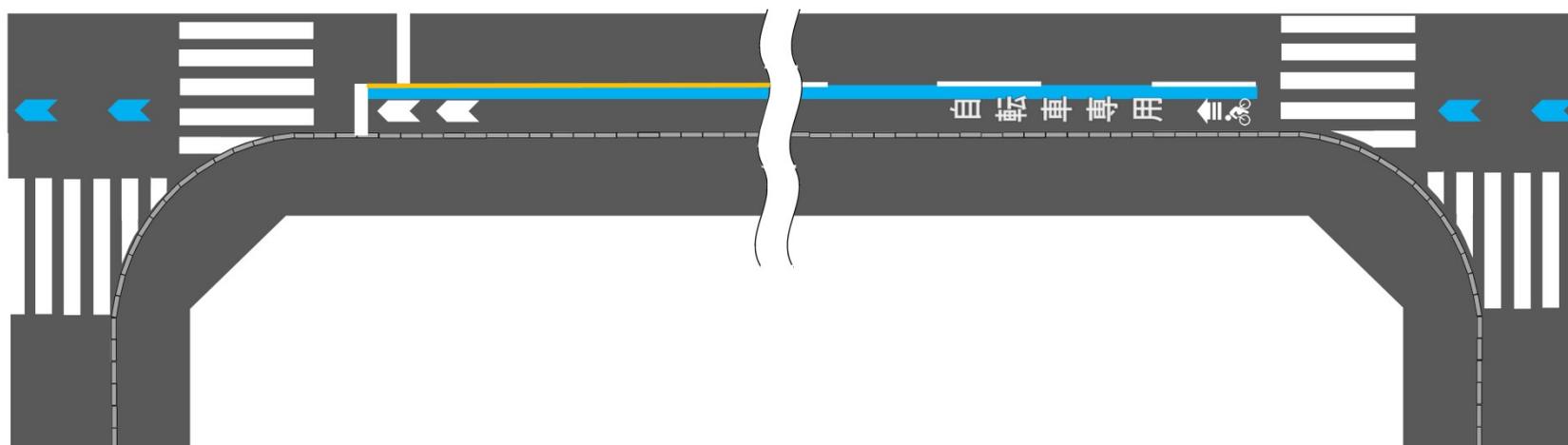
整備前状況
【県道43号（藤沢厚木）近傍】

➤ 中学通り線【D】



自転車専用通行帯
【带状路面標示（30cm幅）】

➤ 中学通り線【D】



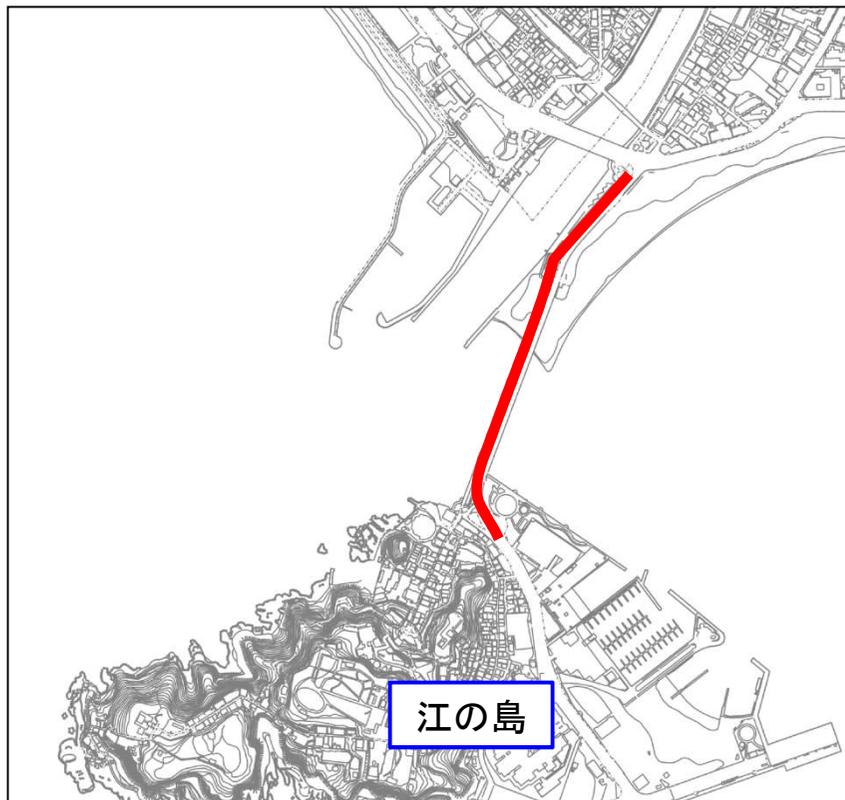
自転車専用通行帯イメージ図

➤ 湘南港臨港道路（江の島大橋）【E】

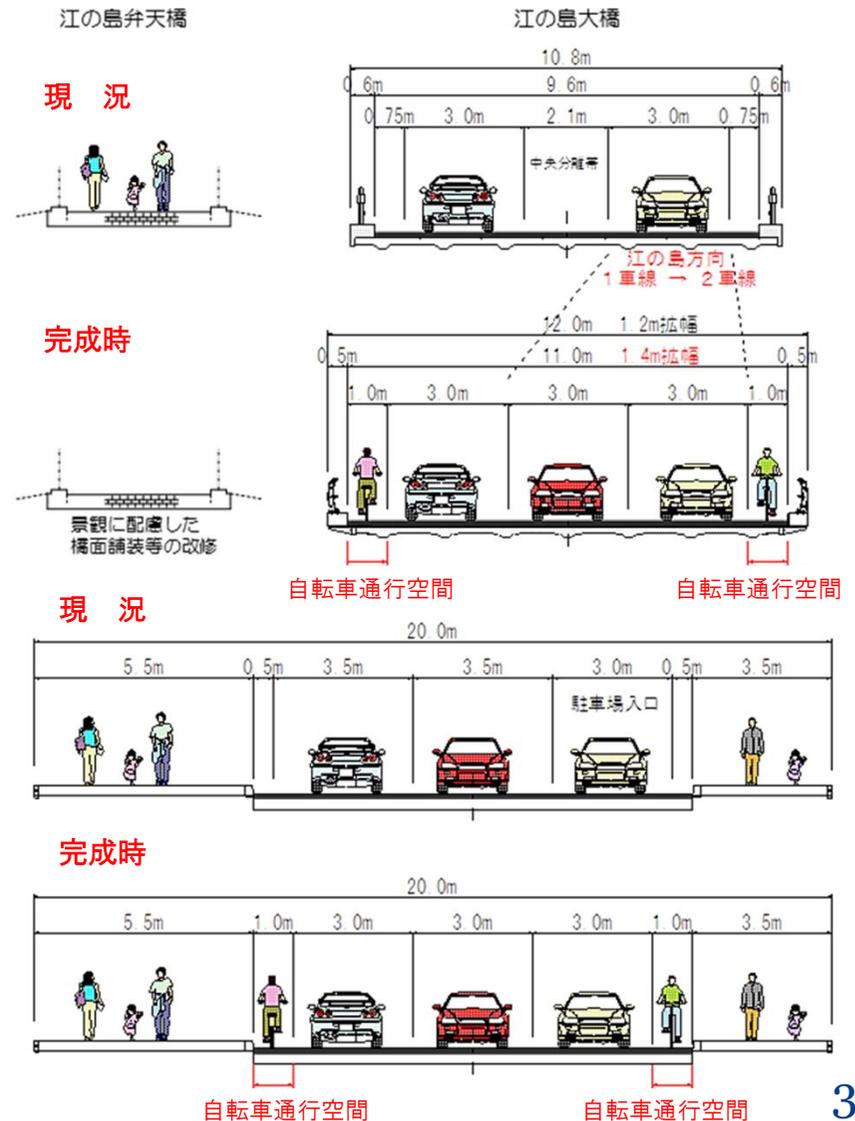
□事業概要

自転車通行空間

事業期間 平成29年度～平成31年度



標準断面図



■ 中短期で取り組む施策（抜粋）

基本方針2 とめる ～駐輪環境整備～（P. 70～P. 72）

1 新たな駐輪スペースの確保

- 1-1 自転車交通量が多い鉄道駅周辺における新たな駐輪施設の整備
- 1-2 自転車交通量が多い鉄道駅周辺における開発に伴う民間駐輪施設整備の促進
- 1-3 商店街の活性化を図るための民間駐輪施設整備の促進

2 既存駐輪施設の利用環境向上

- 2-1 既存無料駐輪施設の有料化の検討
- 2-2 既存駐輪施設の利便性を高める方策の検討

3 放置自転車の撤去

- 3-1 放置自転車の効果的な撤去の促進

■ 中短期で取り組む施策（抜粋）

基本方針2 とめる ～駐輪環境整備～（P. 70～P. 72）

- 藤沢駅北口通り線沿線における駐輪施設の新設と近隣の既存無料駐輪施設2カ所の廃止（統廃合）
- 長後駅西口駅前広場近隣への駐輪施設の新設と近隣の既存無料駐輪施設2カ所の廃止（統廃合）
- 藤沢駅南口周辺における駐輪施設の新設
- 附置義務に伴う駐輪施設の整備促進 など

4. 進行管理「とめる」

■ 自転車駐車場整備箇所

2 既存駐輪施設の利用環境の向上

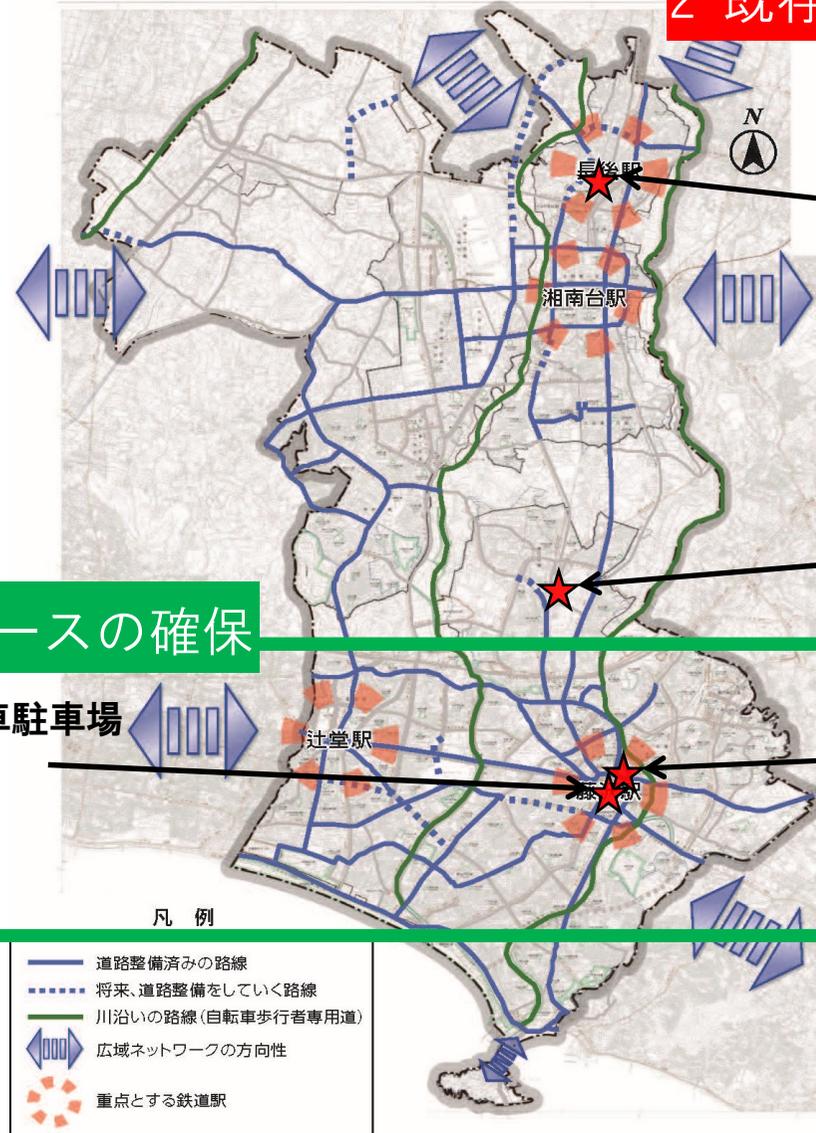
1 新たな駐輪スペースの確保

藤沢駅南口路上第2自転車駐車場
H28.1供用開始
自転車51台

長後駅西口自転車等駐車場
H27.4供用開始
自転車415台, 原付35台

善行駅西口自転車等駐車場
H29.4供用開始
自転車19台, 原付81台, バイク15台

藤沢駅北口第2自転車等駐車場
H27.4供用開始
自転車900台, 原付200台



■ 放置自転車の撤去

小田急江ノ島線・JR東海道本線・江ノ島電鉄線各駅周辺の放置自転車等について、警告・撤去を実施

年度別藤沢市放置自転車等警告・撤去数

	H26	H27	H28	H29
警告数	39,711	29,297	21,306	19,724
撤去数	9,288	7,800	6,057	5,238

→放置自転車等警告数・撤去数ともに減少傾向となっており、今後も引き続き継続していく



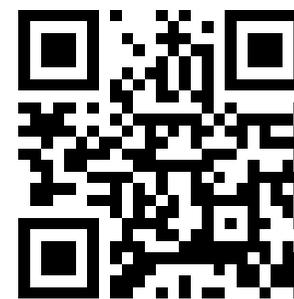
■ 市営駐輪施設の混雑情報の配信



藤沢駅周辺



辻堂駅周辺



湘南台駅周辺

藤沢駅北口市役所前第1自転車等駐車場

更新時刻

2016/07/12 09:30

更新

更新情報

基本情報
料金・住所など

ちょっと
寄道情報

現在の混雑状況



ただいま自転車の一時利用は混雑しております。ご利用できない場合がありますので、周辺の比較的空いている駐輪場をご利用ください。
バイクの混雑状況は電話(0466-26-4376)でご確認ください。

スムーズ時

混雑時

■ 評価指標と進行管理

評価指標	H36. 3目標	H30. 3時点 (H26時点)
・ 鉄道駅周辺の駐輪環境の充実度	・ 藤沢駅、辻堂駅、湘南台駅、長後駅周辺の駐輪環境の充実	市営有料収容台数 : 10,412台 (8,841台) 放置自転車等警告数 : 15,852台 (34,593台) 放置自転車等撤去数 : 4,712台 (8,694台)
・ 自転車駐車場所に関する満足度	・ 自転車駐車場所に関する満足度の向上	満足+やや満足15.6% (15.2%) 5点満点 2.38 (2.29)

藤沢駅北口第2



長後駅西口



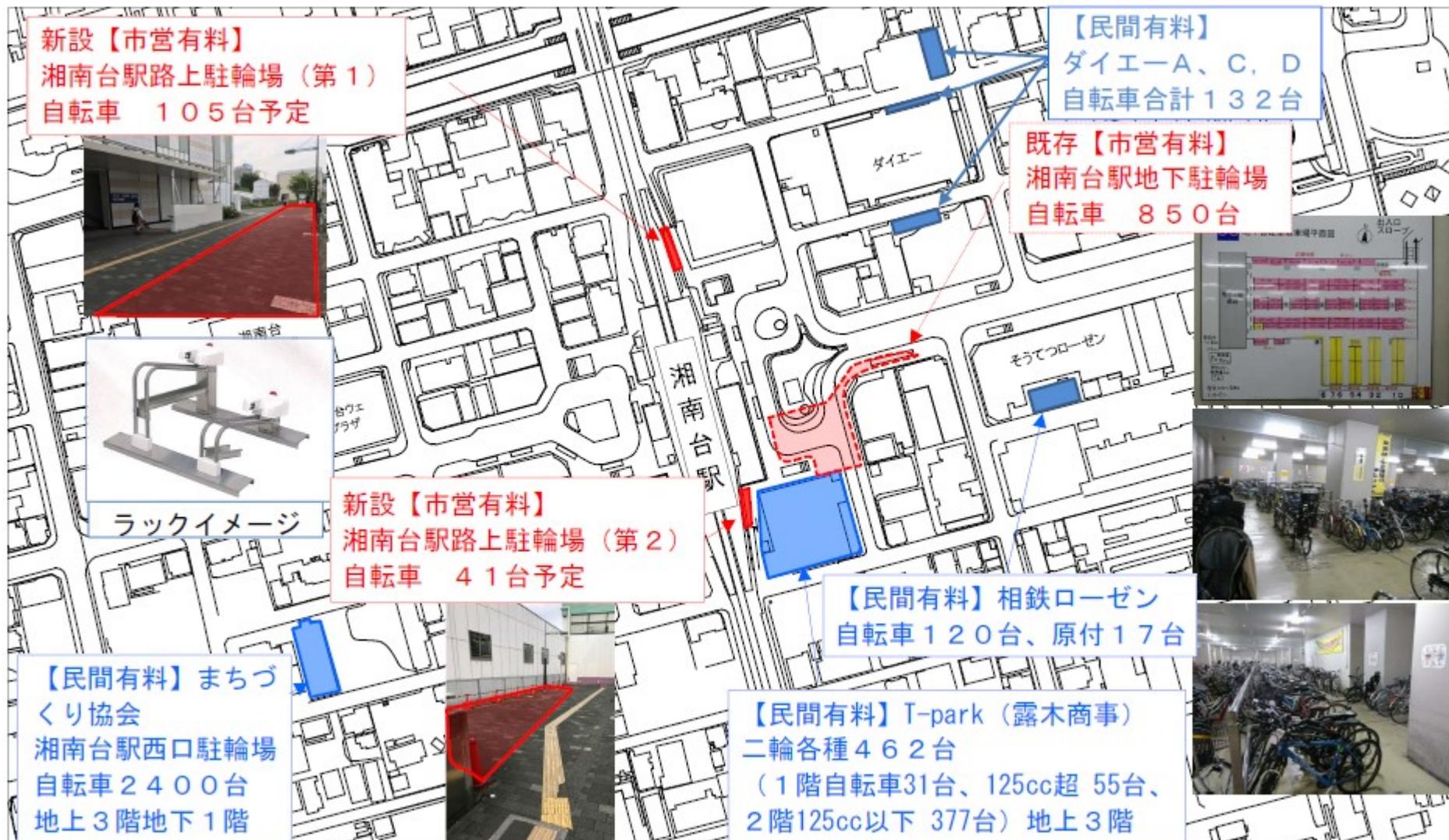
◆とめる（駐輪環境整備）

- （仮称）湘南台駅東口路上自転車駐車場
（仮称）善行駅東口自転車等駐車場
の2箇所を整備
- 放置自転車等の警告・撤去を引き続き実施



5. H30年度の事業展開「とめる」

➤ 新たな駐輪スペースの確保 [中短期施策] (仮称) 湘南台駅東口路上自転車駐車場



(仮称) 湘南台駅東口路上自転車駐車場

- 整備予定

収容台数	自転車のみ146台
利用形態	全て一時利用
構造	ラック式

→既存東口地下駐車場の一時利用を減じ、その分の定期利用を増やす予定

- 今年度以降のスケジュール (予定)

2018年夏 広報・ホームページ・周知案内

2018年秋冬 工事期間

2019年3月 準備期間

2019年4月 供用開始



(仮称) 善行駅東口自転車等駐車場

- 整備予定

収容台数	自転車	150台
合計 216台	原付	45台
	自動二輪（125cc以下）	21台
利用形態	定期一時混在	
構造	自転車	ゲート式・二段式ラック
	原付	ゲート式・平置き
	自動二輪（125cc以下）	チェーン式

(仮称) 善行駅東口自転車等駐車場

- 今年度以降のスケジュール（予定）

2018年4月	地元周知
2018年5月	現地掲示
2018年6月	広報・ホームページ
2018年8月31日	既存駐輪施設閉鎖
2018年9月1日～3月31日	代替駐輪施設供用期間
2018年秋冬	工事期間
2019年3月	準備期間
2019年4月	供用開始



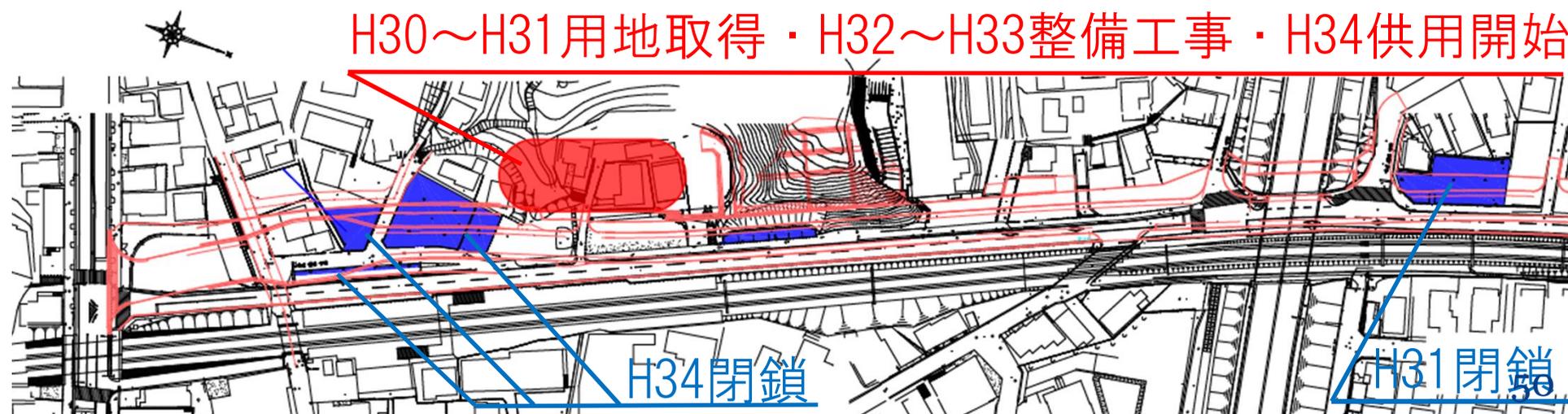
5. H30年度の事業展開「とめる」

➤ 既存駐輪施設の利用環境の向上 [中短期施策]

(仮称) 藤沢本町駅自転車等駐車場

スケジュール (予定)

平成30年度	用地取得
平成31年度	用地取得・詳細設計委託・既存第3閉鎖 ※仮説第3は道路用地内に確保予定
平成32年度	整備工事
平成33年度	整備工事
平成34年度	新設供用開始・既存無料全閉鎖



- ▶ 新たな駐輪スペースの確保 [中短期施策]
- 放置自転車の撤去 [中短期施策]

藤沢駅周辺の駐輪環境整備

- 公共空間の有効活用の検討
- 民有地の確保の検討
- 小規模分散型駐輪スペース事業との連携の検討



■ 中短期で取り組む施策（抜粋）

基本方針3 つかう ～利用促進～（P. 73～P. 75）

● サイクルアンドバスライドの検討

※まちなかへの自動車流入を抑制し、公共交通の利用を促進するため、自転車でバス停に来てバスに乗り換えるシステム



サイクルアンドバスライド

● モビリティ・マネジメントの推進

● 既存駐輪施設の利用を促すパンフレットの作成
など

■ サイクルアンドバスライド駐輪場

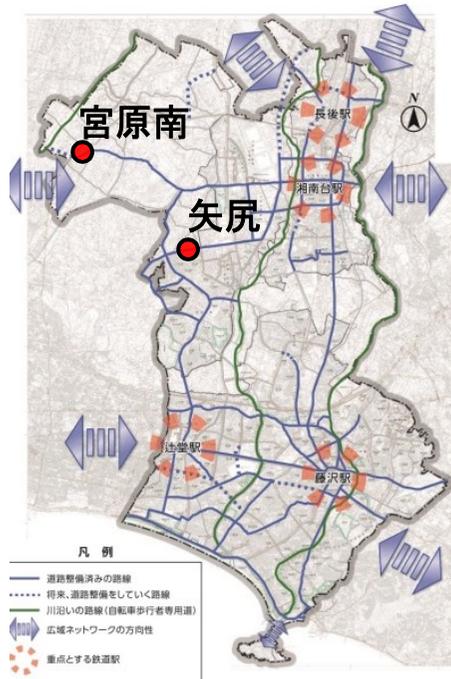


図 位置図



写真 『宮原南バス停』 付近



写真 『矢尻バス停』 付近

	宮原南バス停	矢尻バス停
試験運用	H26. 10～	H27. 6～
本運用	H30. 4～	H30. 4～
収容台数	10台	31台

事業の成果

利用者の1/3が自動車からの利用転換（アンケート）

■ モビリティ・マネジメント（MM）の推進



写真 校外学習の機会を捉えて、公共交通の利用方法を学習



写真 MMの教材を使って、公共交通網を学習

● 事業概要

平成30年度から小学校で『藤沢市MM教育』を導入。先生が社会科や理科、体育（保健領域）といった教育課程の授業の中にMMの要素を取り入れる。

→将来の移動手段を『クルマ』から『公共交通』や『自転車』へ

今後、企業や地域に対してもMMを実施予定

■ 評価指標と進行管理

評価指標	H36. 3目標	H30. 3時点 (H26時点)
・ 自転車の利用割合	・ 現状維持	— (13.8%)

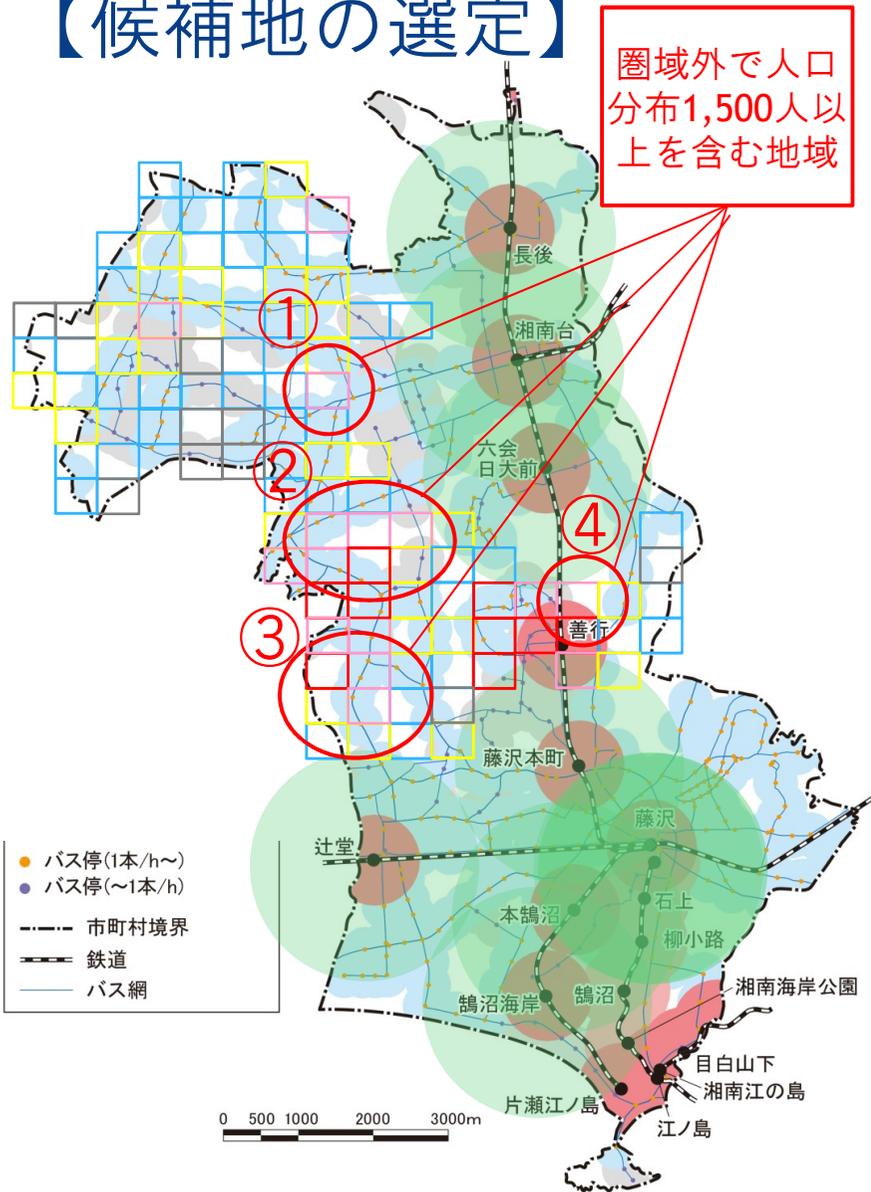
- ・ 当初値13.8%はH20パーソントリップ調査の結果である。
- ・ パーソントリップ調査は10年に1回しか実施されない。

(参考) 自転車走行空間整備による自転車交通量の比較

	整備形態	整備前の 自転車交通量 (ピーク時間帯)	整備後の 自転車交通量 (ピーク時間帯)
中学通り線 (H27. 3月供用開始)	自転車専用通行帯	91台 (H27. 2. 10)	112台 (+23%増) (H29. 6. 6)
六会駅東口通り線 (H30. 2月供用開始)	矢羽根	68台 (H30. 1. 11)	94台 (+38%増) (H30. 7. 17)

■ サイクルアンドバスライド駐輪場

【候補地の選定】



◆ 公共交通サービス圏域（凡例）

- バス停300m圏(1本/h~) 徒歩5分
- バス停300m圏(~1本/h) 徒歩5分
- 鉄道駅600m圏 徒歩10分
- 自転車1.5km圏(15分) * 利用が多い駅

◆ 人口分布（凡例、500mメッシュ）

- 人口2,500人以上
- 人口1,500人以上
- 人口 500人以上
- 人口 100人以上
- 人口 0人以上

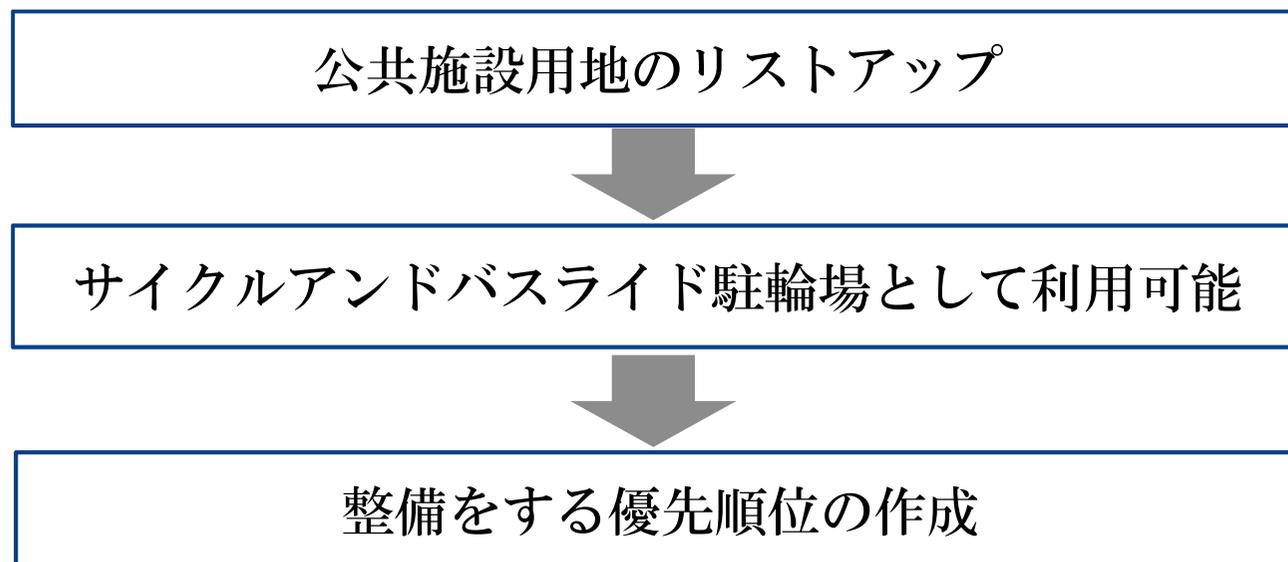
- 駅近の④を除く①～③のエリアにあるバス停をサイクルアンドバスライド施設の整備検討箇所（候補地）に選定【21箇所】
- 人口が少なくても公共交通サービス圏域を含む地域で、地元要望や他施策と関連する箇所などは候補地となり得る【+a箇所】

■ サイクルアンドバスライド駐輪場

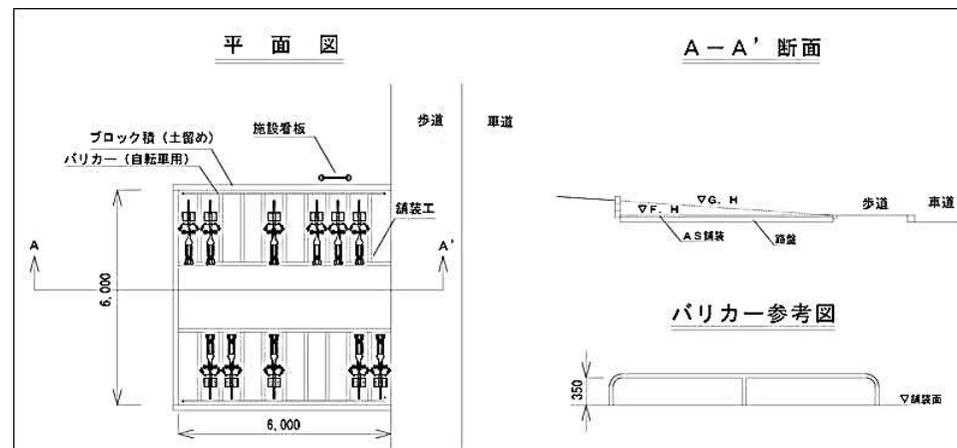
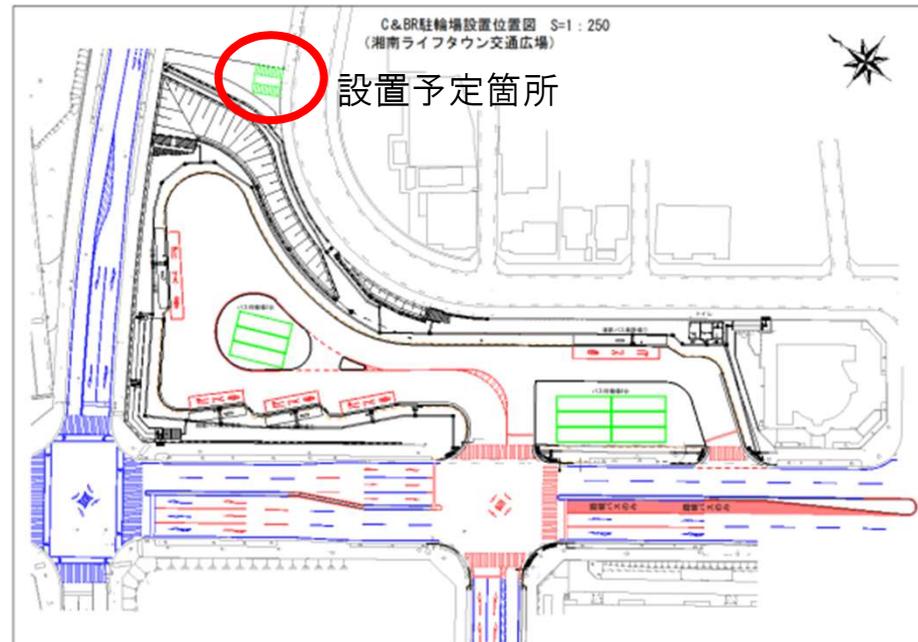
【整備の条件】

- ①維持管理体制が確保できていること。
(地域住民団体、バス事業者との調整含む)
- ②駅周辺の駐輪場有料化との整合が図られていること。

今年度のスケジュール



■ サイクルアンドバスライド施設の整備



□ 事業概要

約20台分の整備を予定
利用状況を検証

■ 中短期で取り組む施策（抜粋）

基本方針4 まもる ～交通ルールの遵守～（P. 76～P. 78）

- 車道左側通行など自転車利用ルールの徹底
- 交通安全教育の推進
- 防犯意識づけ活動の実施
- 幼児二人同乗用自転車の
利用の啓発 など



■ 交通安全啓発活動の拡充

- ・ 広報誌、HP、自治会町内会回覧による自転車利用のルールの周知
- ・ 四季の交通安全運動街頭キャンペーンの実施
- ・ 自転車損害賠償保険の周知
- ・ 自転車マナーアップ運動の実施
- ・ 自転車街頭点検の実施
- ・ 交通安全ビデオ・DVDの貸し出し
- ・ ふじさわ交通安全フェスタ
- ・ 中学生へのチラシ配布

■ 防犯への意識づけ活動

- ・ 自転車の防犯登録、ツーロック施錠について広報ふじさわへ掲載
- ・ 防犯街頭キャンペーンで自転車盗難防止用ワイヤーロックやチラシを配布
- ・ 交通事故防止運動街頭キャンペーンチラシに掲載

■ 自転車環境づくりにあわせた意識の啓発

- ・ 自転車専用通行帯（自転車レーン）、矢羽根の供用開始にあわせて、チラシの配布、広報掲載

■ 社会情勢に伴う交通ルール意識への啓発

- ・ 学校や地域、高齢者に対する交通安全教育の推進
- ・ 駅、児童館、地域子ども之家にポスター掲示

■ 幼児二人同乗基準に適合した自転車利用の啓発

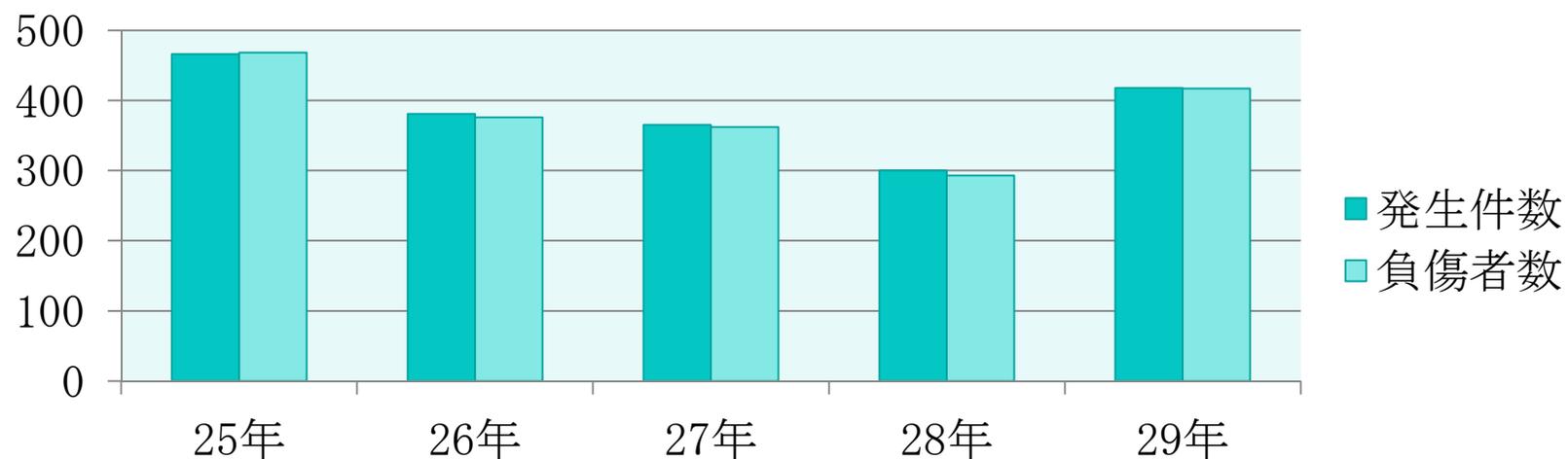
- ・ 「幼児二人同乗用自転車購入費補助制度」交付決定者にチラシの郵送

■ 評価指標と進捗状況

評価指標	H36. 3目標	現時点 (当初)
・ 自転車の交通事故件数	・ 200件	H29年 418件 (H24年 478件)
・ 交通安全教室の受講者数	・ 受講者数の前年比5%増	H29年度 20,808人 (H24年度19,912人)

■ 過去5年間の自転車事故の推移

	25年	26年	27年	28年	29年
発生件数	466	381	365	300	418
死者数	1	2	0	4	1
負傷者数	468	376	362	293	417
全事故に占める割合	25.9%	25.1%	25.3%	23.2%	29.1%
(全事故発生件数)	1,797	1,518	1,443	1,293	1,435



■ 過去5年間の交通安全教室の受講者数の推移

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
回数	183	193	209	203	214
人数	20,383	20,736	21,180	20,598	20,808

1. 交通安全啓発活動の拡充

- 四季の交通安全運動街頭
キャンペーンの実施
(市内13箇所)
- 自転車マナーアップ運動
(毎月5日・22日)の実施
- 自転車街頭点検の実施
(自転車マナーアップ強化月間の5月に9箇所)
- 小・中学生交通安全ポスター展
- 交通安全ビデオ・DVDの貸出



1.交通安全啓発活動の拡充

- 広報ふじさわ掲載
- ホームページ掲載
- 自治会・町内会回覧
- はぜの木広場でのDVD上映（交通安全運動期間中）
- 総合防災訓練や新庁舎内覧会などでブース出展
- イトーヨーカ堂、ザ・プライス、ヨークマートのスーパーのレシートへの印刷や店内へのポスター掲示など交通安全運動期間周知の協力を依頼。等

1.交通安全啓発活動の拡充

- 2019年（平成31年）
- 2月10日（日）（予備日 3月10日（日））
ミスターマックス湘南藤沢店 駐車場
「ふじさわ交通安全フェスタ」開催

スタントマンによる
交通事故再現
（スケアード・
ストレート）



1.交通安全啓発活動の拡充

- 市立中学生への
チラシ配付
(夏休み前)

自転車の交通ルール「年齢で変わるよ！」

13歳から...
13歳になるまでは、自転車で歩道を通ることができました。でも、13歳になってからは、車道の左側を通らないといけません。

14歳から...
14歳からは、自転車で「危険行為」をして、交通切符等の取締りを受けたり、交通事故を起こすことを、3年以内に2回以上繰り返すと、「自転車安全運転講習」の受講が命じられるようになります。
講習は3時間。講習内容は、テキストや視聴覚教材を利用した自転車のルール等の再確認です。講習手数料は6,000円。
受講命令に従わないと5万円以下の罰金が科せられます。

例外...自転車に乗って歩道を通れるとき
上の図の標識や道路の標示があるところや、車道で道路工事をしていたり、車道の幅が狭いとき、車が多いときなどは歩道を通ることもできます。

歩道を通るときは、車道側をすぐに止まれる速さで通らないといけません。歩行者優先です。歩行者がいたら止まって道をゆずりましょう。

危険行為の主なもの

- ① 信号無視
- ② 歩道での歩行者妨害
- ③ 車道の右側通行
- ④ 遮断踏切への立ち入り
- ⑤ 一時不停止
- ⑥ ブレーキ不良自転車の運転

全部で14項目あります。調べてみましょう。また、傘さし運転や、携帯電話・スマートフォンを見ながら、イヤホンしながらの運転も、安全に運転する義務に違反しているので、「危険行為」となることがあります。

自転車でも加害者になると...
中学生でも賠償責任能力が認められます。卒業後給料をもらえるようになってから、損害賠償金を支払うことになります。また、保護者に賠償請求されることもあります。

【損害賠償事例】
自転車で坂道を下っていた小学5年生が、前方不注意で高齢歩行者と衝突し、脳に重い障がいを負わせ寝たきりの状態にさせた。児童に十分な指導・注意をしていたとはいえないとし、保護者の監督義務違反を認めた。
保護者の賠償金額 約9,500万円(平成25年大阪地裁判決)

自転車で交通事故を起こしたら110番しないといけません。

★神奈川県警察ホームページに詳しい自転車の交通ルールが記載されています。右(→)のQRコードからアクセスしてみましょう。

藤沢市役所 助犯交通安全課
住所:藤沢市朝日町1-1
電話:0466-25-1111(内線2531~4)

自転車も のればの なかまいり

1.交通安全啓発活動の拡充

- 交通安全シミュレーターを搭載した交通安全教育車「ゆとり号」による体験イベント
 - (1) 7月31日(火) 午後1時～3時
ミスターマックス湘南藤沢店
 - (2) 8月28日(火) 午後2時～4時
イトーヨーカドー湘南台店



自転車シミュレータ

身近な場所の走行体験やクイズ問題により、自転車の安全運転に役立つ「ルールやマナーの学習」「危険予測とトレーニング」を子供同士や親子で楽しみながら学習できます。



2.防犯への意識づけ活動

- 自転車の防犯登録・ツーロック施錠について年末に広報ふじさわへ掲載予定
- 10月末に
藤沢駅・辻堂駅・
湘南台駅で実施予定の
防犯街頭キャンペーンで
自転車盗難注意チラシと
ワイヤーロック配布予定



3. 自転車環境づくりにあわせた意識の啓発

- 随時実施
(回覧やキャンペーン等)

4. 社会情勢に伴う交通ルール意識への啓発

- ポスター掲示
- チラシ設置
- 交通安全教室の実施
(年間約200回)

「自転車運転者講習」受講義務の対象となる危険行為の概要

1 信号無視 法第7条違反	2 通行禁止道路(場所)の通行 法第9条第1項違反
3 歩行者用道路での歩行者妨害 法第8条違反	4 歩道通行や車道の右側通行等 法第7条第1項、第4項又は第6項違反
5 歩道側の歩行者の通行妨害 法第17条の2第2項違反	6 道路側帯での通行 法第17条の2第2項違反
7 遮断路切への立ち入り 法第33条第2項違反	8 左方車優先妨害・優先道路車妨害等 法第36条違反
9 環状交差点安全進行義務違反等 法第37条の2違反	10 一時不停止 法第43条違反
11 環状交差点安全進行義務違反等 法第37条の2違反	12 一時不停止 法第43条違反
13 制動装置不備の自転車の運転 法第63条の5第1項違反	14 酒酔い運転 法第65条第1項違反
15 制動装置不備の自転車の運転 法第63条の5第1項違反	16 安全運転義務違反 法第70条違反

自転車の基本のルール

知っていますか? 自転車安全利用五則 守っていますか?

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外**
※1
- 2 車道は左側を通行**
- 3 歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行**
※2
- 4 安全ルールを守る**
飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
- 5 子どもはヘルメットを着用**

※1 次の場合には歩道内(歩道)に歩道を通行できます。
① 道路幅員が狭小な場合
② 歩道が歩行者専用で歩行者専用として設置されているとき
③ 歩道が歩行者専用で歩行者専用として設置されているとき
※2 次の場合には歩道内(歩道)に歩道を通行できます。
① 歩道が歩行者専用で歩行者専用として設置されているとき
② 歩道が歩行者専用で歩行者専用として設置されているとき
③ 歩道が歩行者専用で歩行者専用として設置されているとき

法律というルールを守って、自転車を安全に乗りましょう

藤沢市・藤沢市交通安全対策協議会

5. 幼児二人同乗基準に適合した自転車利用の啓発

- 「幼児二人同乗用自転車購入費補助制度」交付決定者にチラシの郵送

